

# 特別史跡 大野城跡

環境整備事業実施報告書 III

昭和59年3月

福岡県教育委員会

# 特別史跡 大野城跡

環境整備事業実施報告書 III

昭和59年3月

福岡県教育委員会

## 発刊のことば

福岡県教育委員会では、昭和48年から大野城跡の環境整備事業を実施してきました。

本報告書は、その実施概要であり、今後の保存・整備に大いに寄与するものと思われます。

なお、整備事業に際して、御援助御協力をいただいた関係各位に心から感謝いたしまして、発刊のごあいさつといたします。

昭和59年3月31日

福岡県教育委員会

教育長 友 野 隆

## 例 言

1. 本報告は、特別史跡大野城跡内における環境整備事業の実施概要であり、さらに今後の発掘及び整備について検討されるべき全要遺構の現状を明らかにしたものである。
2. 本環境整備事業の関係者は下記のとおりである。

環境整備事業主体者  
福岡県教育庁管理部文化課(課長 藤井 功)

環境整備事業協力者  
福岡県立九州歴史資料館  
粕屋郡宇美町教育委員会  
宇美町大字四王寺地区
3. 本環境整備事業にあたっては、文化庁担当官及び奈良国立文化財研究所担当官ならびに九州芸術工科大学沢村仁教授をはじめ、大宰府史跡整備対策委員会の委員の方々には多大な御指導を受けた。
4. 本報の執筆、編集は、文化課大塚健技術主査が担当した。また発掘調査の内容等に関しては『特別史跡大野城跡Ⅴ』『特別史跡大野城跡Ⅵ』を基礎とし、九州歴史資料館調査課長石松好雄氏に種々ご教示をいただいた。末尾の「付大野城関係資料」は、同上倉住靖彦技術主査が作成し、庶務関係は文化課長谷川伸弘主任主事が担当した。
5. 整備状況の写真は文化課大塚健技術主査、九州歴史資料館石丸洋主任技師が撮影した。
6. 掲載の遺構図面は、九州歴史資料館横田義章技術主査、同横田賢次郎主任技師、同森田勉主任技師、同高橋章主任技師が製図したものを利用した。図面の整理に吉塚満世、藤田百合子氏の協力を得た。

# 目 次

I . 特別史跡大野城跡の概略	1
1 . 大野城の成立	1
2 . 大野城の規模	1
3 . 大野城の立地	2
4 . 大野城の保存	2
II . 環境整備事業の概略	4
1 . 整備に至る経緯	4
2 . 大宰府史跡整備対策委員会の設置	4
3 . 大宰府史跡公園整備前・後期 5 ヶ年計画とその実施概要	6
III . 環境整備事業実施概要	7
村上地区礎石建物跡	7
1 . 発掘調査概要	7
(1) 礎石総柱建物 S B 093	9
(2) 礎石総柱建物 S B 094	10
(3) 礎石総柱建物 S B 095	11
(4) 礎石総柱建物 S B 096	11
2 . 整備概要	11
(1) 礎石建物跡 S B 093・094	11
(2) 礎石建物跡 S B 095・096	14
(3) 説明板設置	18
(4) その他の整備	18
IV . 特別史跡大野城跡環境整備の今後の課題	19
1 . 地区別調査の課題	19
(1) 尾花地区礎石建物群の追加調査の必要性	19
(2) 御殿場地区(毘沙門地区)の発掘調査	19
(3) 土塁線の調査	
(4) 大宰府史跡などと大野城を結ぶ旧道調査	21
V . 大野城の建物	27
1 . 城内建物の分布と概要	27

2. おわりに	31
附 大野城関係主要史料・文献	33

## 挿 図 目 次

第1図 大野城全図	3
第2図 大野城全景	5
第3図 特別史跡大野城跡公有化状況図	(P6とP7の間) 折り込み
第4図 遺構配置図	(P6とP7の間) 折り込み
第5図 村上地区航空写真	7
第6図 村上地区調査部分地形・建物配置図	8
第7図 村上地区建物跡S B093	9
第8図 村上地区建物跡S B094	10
第9図 村上地区S B095・S B096の遺構実測図	(P10とP11の間) 折り込み
第10図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B093)	12
第11図 同上整備状況	12
第12図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B094)	13
第13図 同上整備状況	13
第14図 擬似礎石	15
第15図 プレノテクト防水層形成のプロセス	16
第16図 村上地区建物跡平面計画図	(P16とP17の間) 折り込み
第17図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B095・096)	17
第18図 同上整備状況	17
第19図 説明板	18
第20図 御殿場地区建物跡発掘状況	20
第21図 御殿場(毘沙門)地区第1次発掘調査全景	20
第22図 御殿場(毘沙門)地区の第1次発掘調査発見の遺構	21
第23図 土塁断面(坂本口)地山削り出し(土塁の一部)	22
第24図 尾花地区土塁崩壊部	22
第25図 東辺、持国天付近	23
第26図 東 辺	23
第27図 岩屋城下方から水瓶山への山道(九州自然遊歩道)	24

第28図	文化3年(1806)の古絵図	26
第29図	明治44年 2万分之1地形図	(P26とP27の間) 折り込み
第30図	昭和52年約2万分之1地形図	(P26とP27の間) 折り込み
第31図	主城原地区地形第1地点遺構配置図	28
第32図	ハッ波地区建物配置図	29
第33図	猫坂地区建物配置図	30
第34図	尾花地区主要遺構配置図	31
第35図	増長天地区建物跡	32
第36図	倉庫想定図	33

## 表 目 次

表1	大宰府歴史公園整備計画及び実績概括(大野城跡)	6
表2	史跡公有化状況	(P6とP7の間) 折り込み
表3	整備進捗状況	(P6とP7の間) 折り込み
表4	在来の工法とプレノテクト工法との比較	15

# I 特別史跡大野城跡の概略

## 1. 大野城の成立

大野城は、大宰府防衛のために築造された朝鮮式山城である。

『日本書紀』によれば天智二年（663）百濟救援のため朝鮮半島へ出兵した日本は白村江において敗れた。その対戦国である唐、新羅からの侵冠を予期し、当時、博多湾に面した那ノ津に駐在していた大宰府の前身とも言うべき筑紫大宰とその管掌組織を内陸に位置する「大宰府跡」の現在地に後退移駐した。

この移駐にもなつて水城をはじめとする防衛関係施設が構築されたが、それらが個別的に設定されたのではなく、総合的な計画にもとづいて設定されたことは推察にかたくないだらう。

たとえば、現在地を中心として、那ノ津から至るメインルートを水城の大堤で塞ぎ、南北の要衝には大野・基肄両城を配置している。

大宰府の施設や機構等、その設置の経緯を示すような史料は皆無といってよいが、その直接的防衛施設としての水城、大野城、基肄城については『日本書紀』天智三年（664）に、対馬、壱岐、筑紫に防人と烽を置き筑紫に水城を築くとある。

更に次年の記載によると

遣達率答体春初築城於長門国、遣達率憶礼福留、達率四比福夫於筑紫国築大野及椽二城。

このように築城記録があるが、白村江の戦から三年であり、いち早く完成したとは考えられず、築城の方針あるいは工事の着工とみるのが妥当であろう。

更に『日本書紀』天智九年、「築長門城一筑紫城二」という一節が見える。

このことは、大野城、基肄城は目前に予想される敵襲に備えるものであるもので、築城はかなり早いピッチで築造され、この年には、ほぼ完成に近い状態であったと推定できる意見もある。

その後に完成を示す記事あるいはそれを示唆するような記事はないが、ただ、二年後の壬申の乱に際して、時の筑紫大宰栗隈王は辺防の重要性を理由に近江朝廷の興兵令を拒否したが、その返答の中で彼が「其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶」と述べたことは、状況的に見て、この城が大野城などを指している可能性は大きく、それらが完成していたかどうかはともかくとして、少なくとも完成に近い状態にあり、すでに軍事施設として機能していたと解することができる。

このことからみても、天智九年に大野城はほぼ完成していたと解しても大過ないように思われる。

## 2. 大野城の規模

大野城は、大野城市、太宰府市、粕屋郡宇美町の二市一町にまたがる通称四王寺山塊全域を範囲とする山城である。

峰々に6.5kmの土塁をめぐらし、南北両面の谷の部分は石塁・石垣で塞ぎ、特に百間石垣は全長約200mに及ぶ規模を有している。

なお北（宇美町方面）と南（太宰府市方面）の土塁は二重になっており、その位置が防衛機能上極めて重要性を帯びていた一端を窺い知ることができる。

さらに宇美口、水城口、坂本口、大宰府口の4ヶ所には城門を配置している。土塁の内側には、尾花、増長天、猫坂、八ッ波、主城原、村上、御殿場等の各地区に建物跡が点在しその数約70棟に及んでいるが、そのほとんどが倉庫建物であったと云われている。

それらの中にあって主城原で発掘された掘立柱（3間×7間）の建物跡は官衙風であり特記に値する。

なお奈良時代には、新羅調伏、鎮護国家を祈るために四王寺を建立、現在も毘沙門天、広目天、増長天、持国天として名称が残存している。

## 3. 大野城の立地

四王寺山塊は、古くは大野山といわれていたが、標高270mを前後とした四王寺盆地を中心とし、それをとりまくように大城山の410mを最高に稜線が連綿と続いている。そしてその稜線上に土塁が築かれているのである。

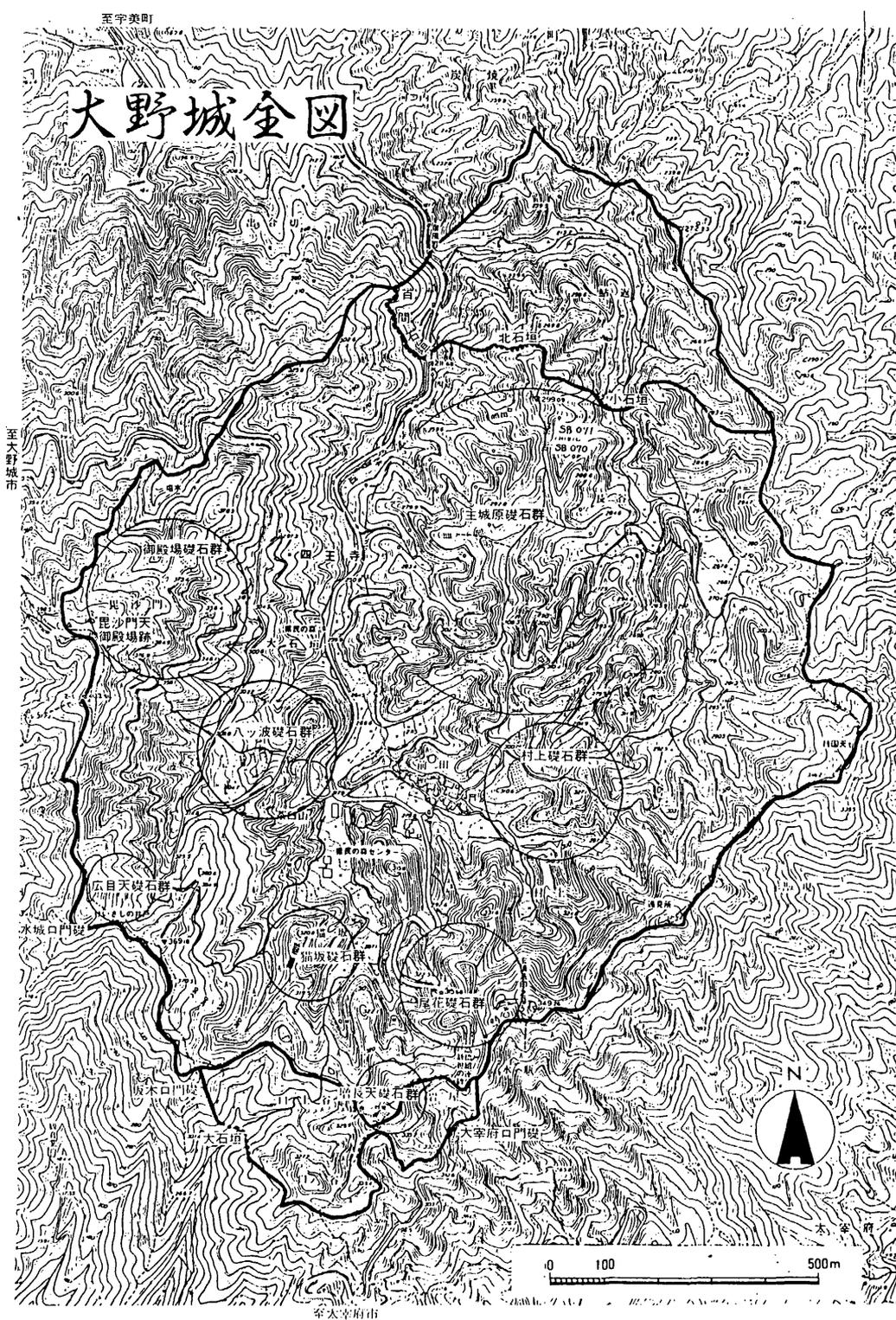
また四王寺盆地は、北側に開け、宇美川に沿い宇美町へとつながっており、東西南の三方は障壁状に稜線が続いており、山城としては好適の地形といえる。

## 4. 大野城の保存

大野城は、昭和7年7月23日付けで土塁の一部と八ッ波、主城原、増長天、猫坂の各地区の礎石群及び屯水跡、毘沙門天跡並びに百間石垣・大石垣・小石垣等の石垣と門礎等が城内に点在して指定された。この指定が昭和28年3月31日にそのまま特別史跡となった。

その後、不動産業者による城内でのゴルフ場建設計画等を契機として、山全体を保存する必要から、同域指定の作業が進められた。

その結果、昭和51年12月22日付けで宇美町、大野城市分については、標高100～120m以上の山全域が指定され、従来『大野城跡附四王寺跡』としていた指定名称を『大野城跡』と変更した。



第1図 大野城全図

## II 環境整備事業の概要

### 1. 整備に至る経緯

昭和45、46年度にわたり、大野城跡におけるゴルフ場建設計画により買収された用地を不動産業者から国庫補助事業により宇美町が買収した。その結果、広大な町有地が大野城跡地内に存在することとなり、その整備のため昭和47年度から、大野城跡の整備が開始されることになった。

### 2. 大宰府史整備対策委員会の設置

現在の特別史跡大宰府跡の指定地域の拡大及び新たに大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡の史跡指定、並びに大野城跡の指定拡大の文化財保護審議会の答申等により、大宰府跡を中心として広大な史跡指定地が存在することになり、その地域の整備をより良く、かつ有機的に進めていくために、地元関係者、学識経験者及び県庁関係部局よりなる大宰府史跡整備対策委員会が、昭和46年2月18日設置され、この地域の整備について、種々の討議を行い、その整備の方向性を打ち出してきた。

#### 大宰府史跡整備対策委員会会則

(名 称)

第1条 この会は、大宰府史跡整備対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、大宰府関係史跡の総合的整備計画について協議し、適正な計画の樹立とその実施を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者及び福岡県教育委員会が委嘱する大宰府市、宇美町、大野城市、春日市、筑紫野市の代表者並びに文化庁及び福岡県の関係職員をもって構成する。

(事 務 所)

第4条 委員会は、事務所を福岡県教育庁管理部文化課内に置く。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

2. 役員は委員の互選により決定する。

3. 役員の任期は1年とする。

4. 会長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、総会及び専門部会とし、会長が招集する。

2. 総会は、委員全員をもって構成する。
3. 専門部会は、総会の決定により必要に応じ専門委員を選出して構成する。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長を置き、福岡県教育庁管理部文化課長をもってあてる。
3. 事務局長は、会長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委 任)

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

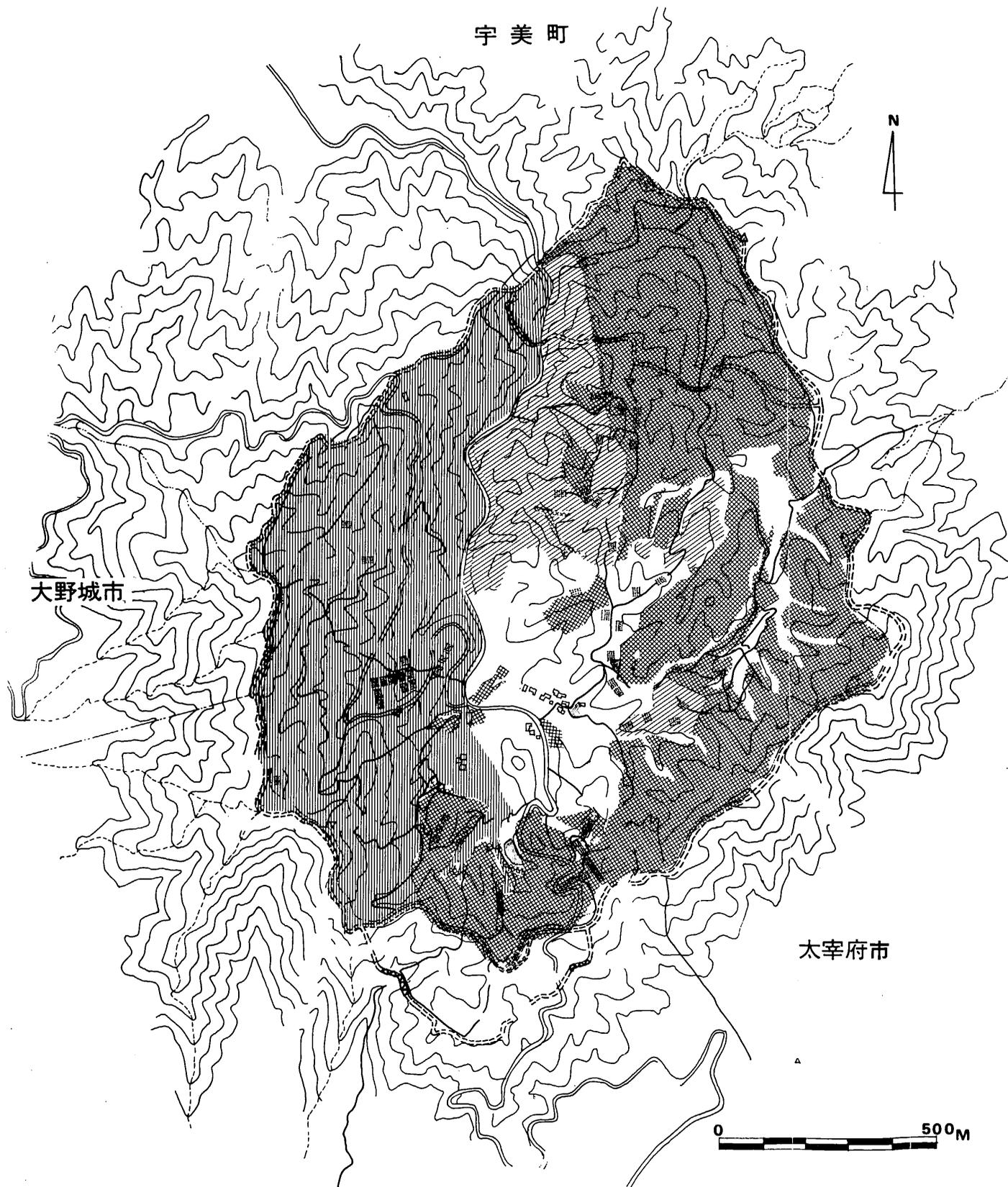
この規約は、昭和46年2月18日から施行する。

### 3. 大宰府史跡公園整備前・後期5ヶ年計画とその実施概要

大宰府史跡整備対策委員会の中で史跡の整備について種々討議され、この地域の整備について昭和48年度及び53年度をそれぞれ初年度とする前期及び後期5ヶ年整備計画が知事に答申された。その中で大野城跡にかかる計画及び実績の概要は次のとおりである。



第2図 大野城全景



第3図 特別史跡大野城跡公有化状況図

### 特別史跡 大野城跡 公有化状況図

指定年月日

昭和7.7.23(史跡)  
 昭和28.3.31(特別)  
 昭和51.12.22(追加)

史跡公有化状況

(単位㎡)

	太宰府市	宇美町	大野城市	合計
指定面積	3,166,184	3,289,589	908,946	7,364,719
買収対象面積	1,592,378	1,475,656	49,634	3,117,668
買収面積	61,006	772,551	25,768	859,325
買収率	3.8%	52.4%	51.9%	27.6%

県有地



町有地



国有地



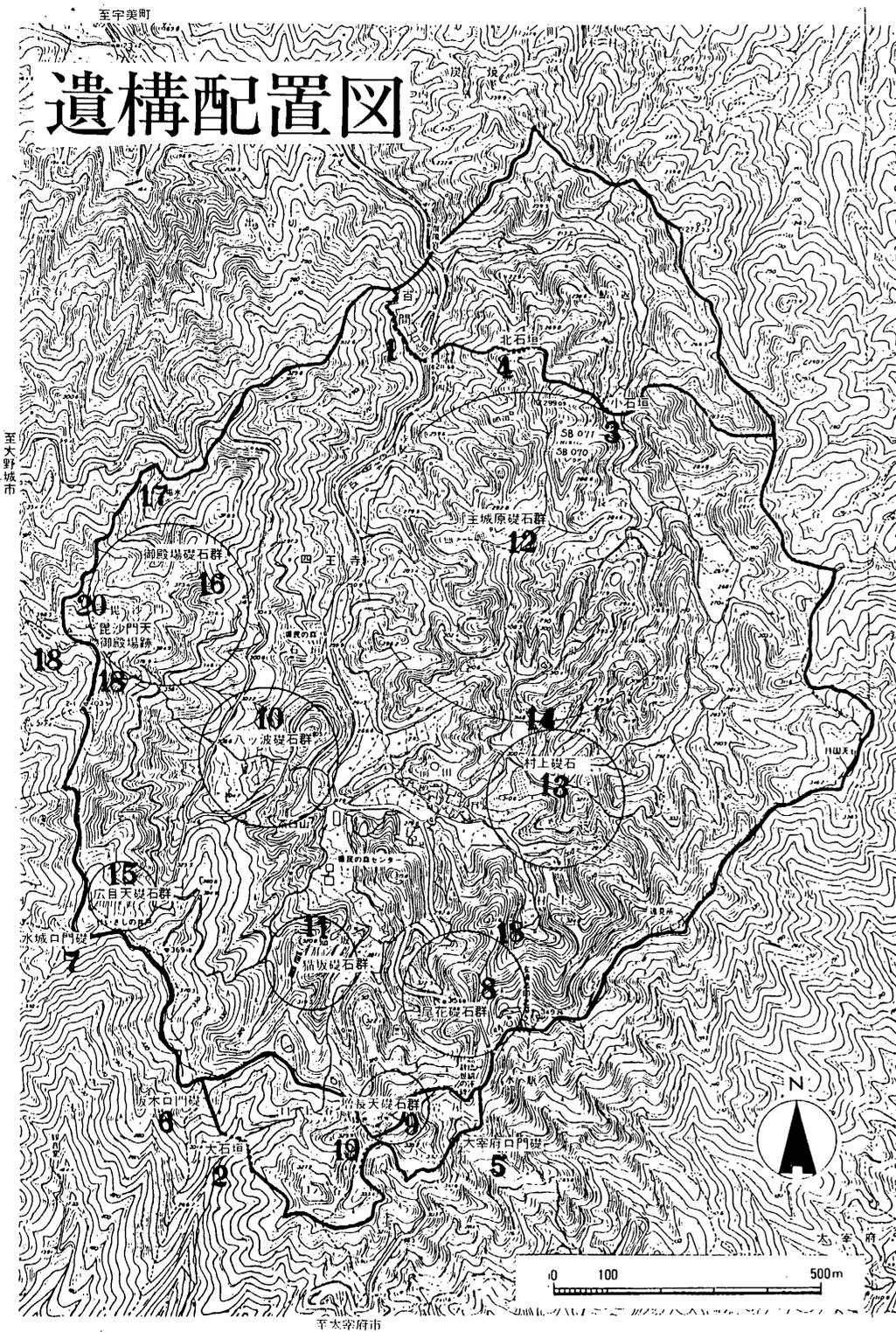
町有地(史跡)



宇美町公有化状況内訳

年度	地目	面積(㎡)	金額(円)
45	原野	114,993	31,163,103
46	原野・山林	585,756	158,739,876
47			
48			
49	田・山林	5,949	8,919,265
50	山林	8,067	9,680,156
51	山林	7,812	9,843,000
52	田	19,902	49,455,000
53	田	4,174	10,670,000
54	山林	9,046	11,850,000
55	山林	8,768	11,836,000
56	山林	4,284	11,575,000
57	原野・田	3,800	1,000,000
	合計	772,551	323,731,400

表2 史跡公有化状況



第4図 遺構配置図

指定年月日

昭和7.7.23(史跡)

昭和28.3.31(特別)

昭和51.12.22(追加)

整備進捗状況

記号	遺構名	規模	発掘状況	整備状況
===	土 壘		一部発掘	伐 開
1	百 間 石 垣		一部発掘	一部整備
2	大 石 垣		一部発掘	一部整備
3	小 石 垣		未発掘	
4	北 石 垣		発掘済	
5	大宰府口城門跡		未発掘	
6	坂本口城門跡		未発掘	
7	水城口城門跡		未発掘	
8	尾花礎石建物跡群	礎石建物跡 10棟	未発掘	整備済
9	増長天礎石建物跡群	礎石建物跡 4棟	発掘済	整備済
10	八ッ波礎石建物跡群	礎石建物跡 14棟	一部発掘	一部整備
11	猫坂建物跡群	礎石建物跡 4棟 掘立柱建物跡 1棟	発掘済	整備済
12	主城原建物跡群	礎石建物跡 18棟 掘立柱建物跡 3棟	一部発掘	一部整備
13	村上礎石建物跡群	礎石建物跡 7棟	一部発掘	一部整備
14	大 日 堂	礎石建物跡 1棟	未発掘	
15	広目天礎石建物跡	礎石建物跡 1棟	未発掘	
16	御殿場礎石建物跡群	礎石建物跡 2棟	一部発掘中	
17	屯 水		未発掘	
18	経 塚	3 箇所		
19	鏡 ケ 池			
20	毘 沙 門 天			

表3 整備進捗状況

### III 環境整備事業実施概要

#### 村上地区礎石建物跡

概観 通称村上地区は、現四王寺部落が存在する前田地区の東方で、主城原方向から尾根が南に延びる南端部に位置している。その地形は全体に尾根の凹凸が著しく、平坦地は比較的少ない傾向にある。主城原地区の地形とは趣をや、異にしており、どちらかといえば猫坂地区の地形状況に似ているところがある。礎石建物はこの尾根筋を利用したところに占地し斜面を削平して敷地造成を行い、そこに建物を建ている。

#### 1. 発掘調査概要（遺構について）

第一次 昭和57年9月7日～10月15日

第二次 昭和58年9月6日～10月20日

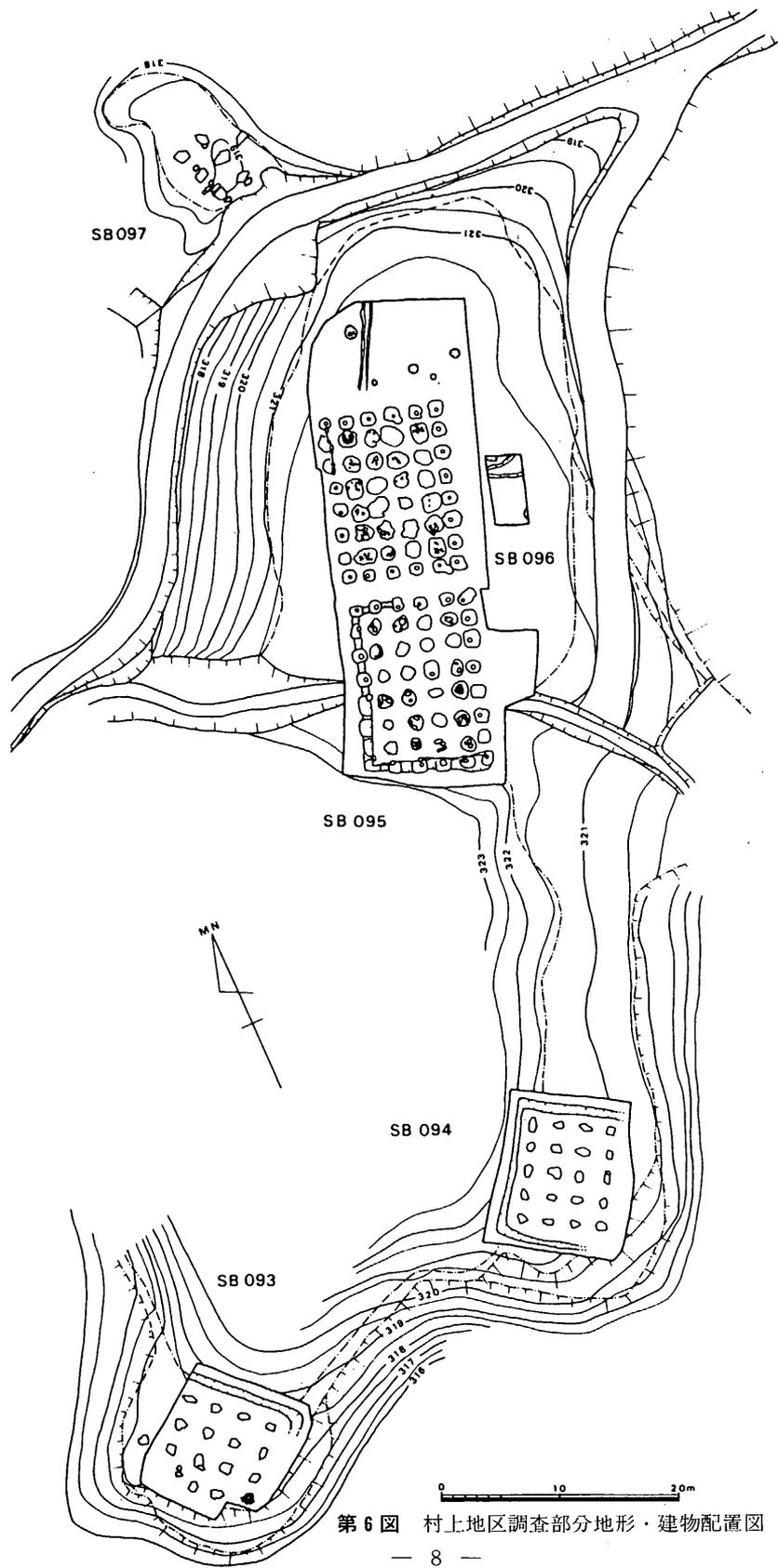
村上地区では、これまで約10棟（1981年9月現在）分の礎石を確認しており、そのうち4棟分の礎石建物について調査を行った。

遺構検出面は（礎石が地表に露出しているものもあったが）表土とその下層の黄褐色土を排除して黄灰色土の整地面であった。自然地形がかなり傾斜しているため、そこを削平し整地を行っている。

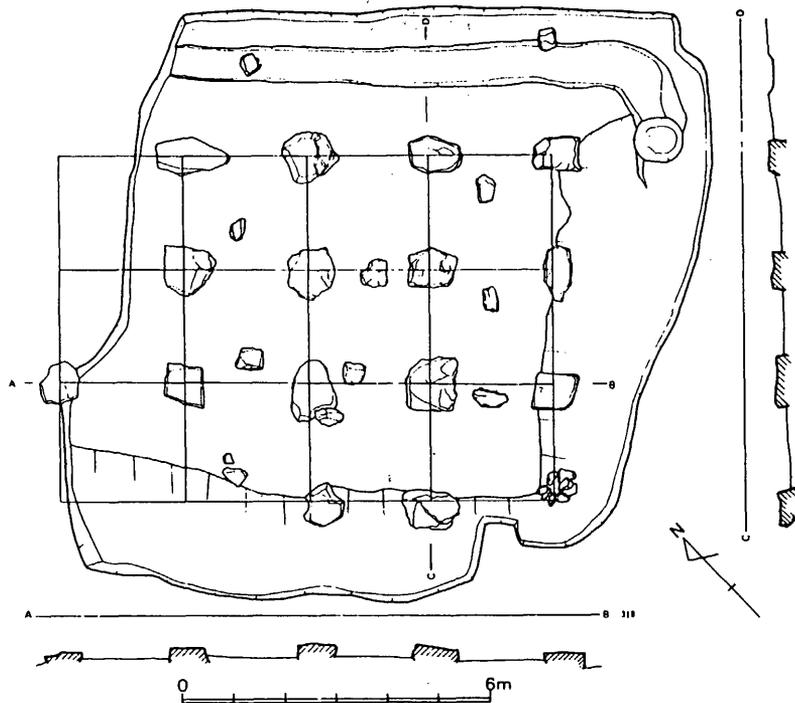
調査の結果、礎石総柱3間×4間の建物跡（S B 093、094）を2棟分と3間×5間の礎石総柱建物跡（S B 095、096）2棟分を検出した。



第5図 村上地区航空写真



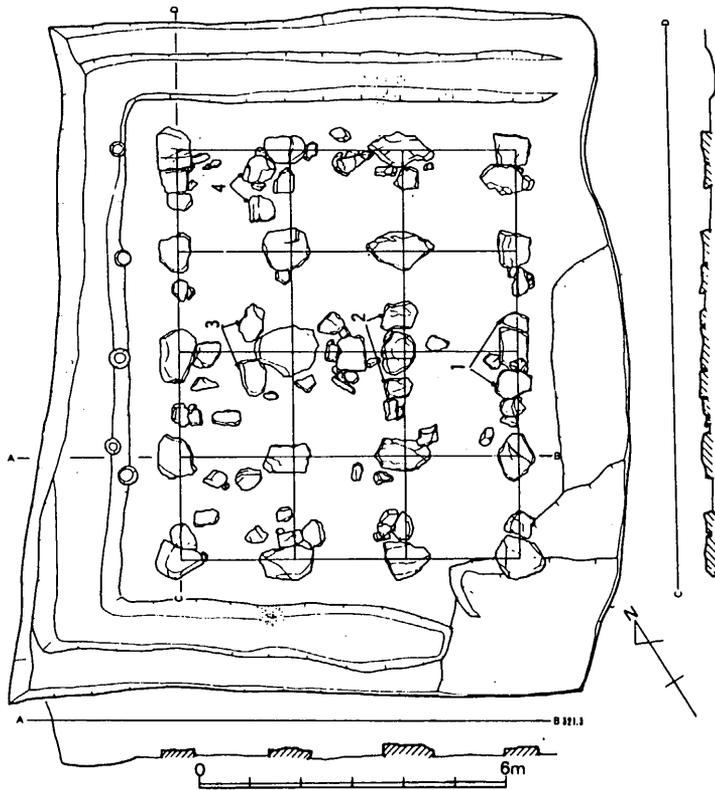
第 6 图 村上地区調査部分地形・建物配置図



第7図 村上地区建物跡SB093

(1) 礎石総柱建物SB093 (第7図)

発掘区の南端に位置する。規模は3間×4間の東西建物で、柱間寸法は梁・桁行寸法共225cm前後となる。梁行最南端列の礎石は4個ともやや浮き上っており、動いている。また礎石と礎石の間に、一辺約50cmほどの小石(以後小礎石という)を計7個検出した。これらの小礎石は礎石の間に規則的に配列されているのではなくて、ややずれた位置に置かれている。7個とも上面は扁平である。北側礎石列より約1.5m北側に東西方向の雨落溝を検出した。溝は北東入隅部で南側に曲がり、自然に消失するものと思われる。溝巾は約60~70cmで深さ約20cmである。建物の東・南・西側は地形が下り斜面になっており、雨落溝は元来作る必要がなかったものと考えられる。



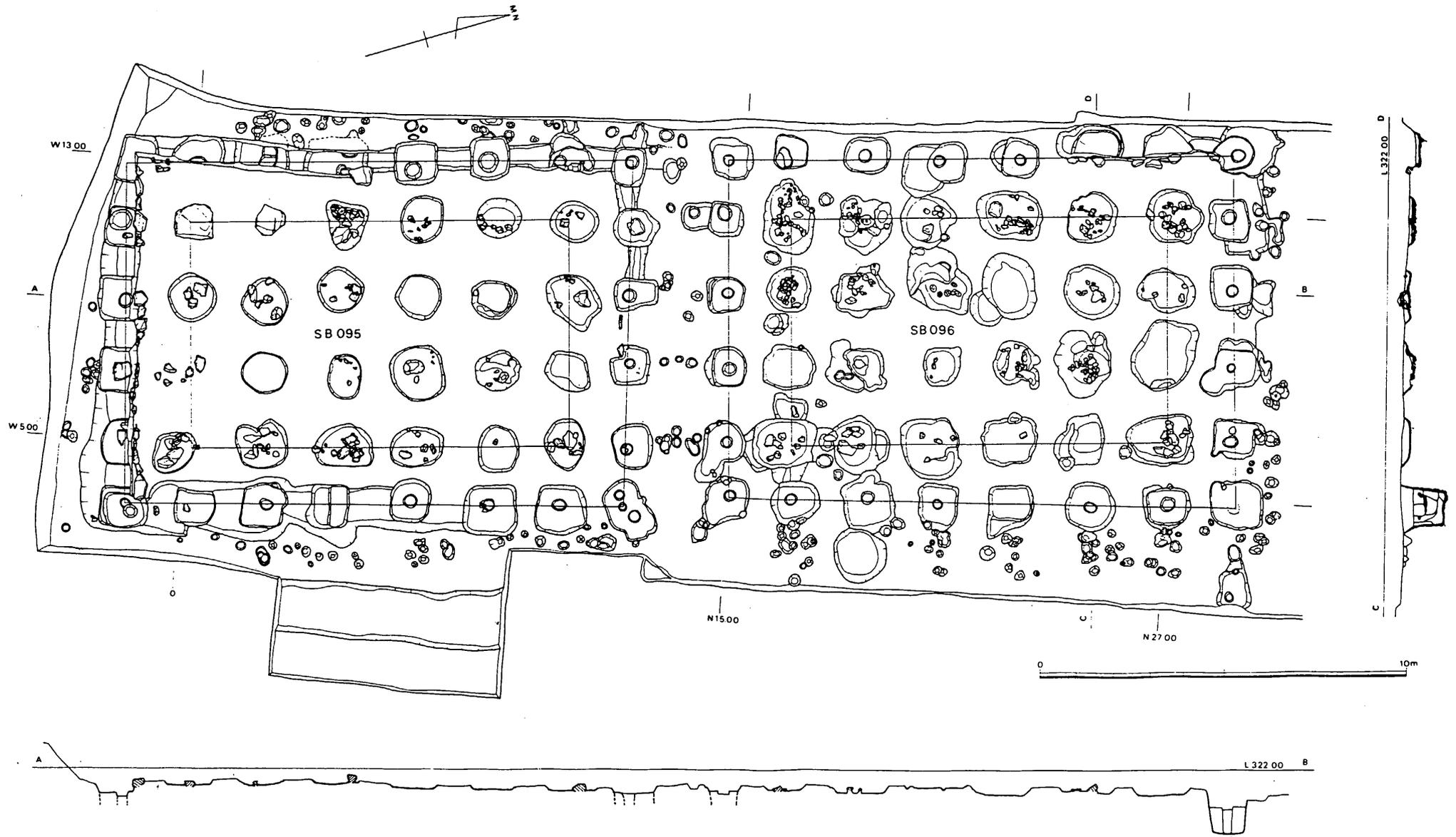
第 8 図 村上地区建物跡 S B 0 9 4

(2) 礎石総柱建物 S B 094 (第 8 図)

S B 094は S B 093より東方約30m隔った標高約 321 mに位置している。礎石は全て表土直下約20cmで検出した。花崗岩性で、最も大きいものは方1.2mのものがある。

規模は 3間×4間 の南北棟建物で、柱間寸法は梁行220cm(約7尺)、桁行205cm(約7尺)である。また主礎石の間に小礎石を多数検出したが、配列は従来検出されているものに比較すると规律的に配されているようである。小礎石の桁行列は南・北両端の主礎石に接して内側に据えられており、柱間寸法が210 cm(約7尺)に対し、梁行列は東・西の主礎石の間にあって、柱間寸法が240 cm(約8尺)である。また中央桁行列を中心に、主礎石を狭むような形で小礎石が南・北側に2個検出され、計4ヶ所認められた。

雨落溝は東側を除いて、三方に認められた。巾約1 m、深さ約20cmである。建物の東側は緩斜面になっている。また西側雨落溝の東肩部に円形の柱穴4を検出した。柱穴は径30cm深さ40~50cmで、礎石から約1 m隔てられている。これらは桁行列に筋が通っており、S B 094を構築する際の足場組みの穴であろう。



第9図 村上地区SB095・SB096の遺構実測図

### (3) 礎石総柱建物 S B 095 (第9図)

この場所は標高 321.5 m で、村上地区において、最も広い平坦地である。遺構は地山（花崗岩バイラン土）の上の黄褐色土の上面において確認された。規模は 3 間×5 間の南北棟の建物で、柱間寸法は梁行 210cm（約 7 尺）、桁行 210cm（約 7 尺）である。礎石は南西隅に 2 個あり、共に原位置を保っている。他は後世の攪乱によって総て取り去られていたが根石などの検出から総て確認することができた。

雨落溝は建物の四周に検出され、幅約 50～100 cm、深さ約 20cm ほどである。東北側の一部は削平されて定かでない。この雨落溝の埋土下から掘立柱穴が建物の四周に検出された。

掘立柱穴は、建物の梁・桁行列に筋を通しており、また四隅の部分にも 4ヶ所認められた。柱穴の掘方は一辺が約 1 m 前後の隅丸方形をしたものが多く、深さ約 60～80cm である。

柱根は認められなかったが、その抜取り穴は径約 30～50cm を計る。なかには礎板と考えられる石を据えているものもある。この掘方は S B 095 基壇の中にもぐっており、礎石建物及び雨落溝より先行することは明らかである。

### (4) 礎石総柱建物 S B 096 (第9図)

S B 095 の北側に位置しており、桁行方向に柱筋を合わせて建てられている。その規模は S B 095 と同じく、3 間×5 間の礎石総柱建物である。礎石は全て抜き去られているものの掘方及び根石が残存しており、それから考えて柱間寸法は S B 095 と同様に考えて大過なからう。礎石建物の周囲で掘立柱掘方及び柱穴を検出したが、これは S B 095 と全く同様である。

雨落溝は痕跡をほとんど留めていなかったが、建物の西北部に一部基壇側石が残存しており、西側の掘立柱列の北から第 2、3 番目の掘方がその基壇側石の下に入っておりこれは四周の掘立柱は明らかに基壇下、すなわち削平された雨落ち溝以外に作られたものであると判断でき、他地点における同様建物の所見と同様の結果を得た

## 2. 整備概要

### (1) 礎石建物跡 (S B 093、094)

村上地区にあって、S B 093 は最も南端に位置し、S B 094 は S B 093 より東方約 30m 隔った標高 321m に位置している。

整備内容としては、礎石は原位置を保っているため、各礎石面より 5 cm 下を基壇面となるように、盛土し、張芝を行った。

雨落溝については、S B 093 では北側、S B 094 では東側に巾約 1 m、深さ 20cm に玉砂利を 5 cm 厚さで表示した。



第10図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B 093)



第11図 同上整備状況



第12図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B 094)



第13図 同上整備状況

## (2) 礎石建物 (S B 095、096)

この場所は標高321.5mで、村上地区において最も広い平坦地である。礎石はS B 095の南西の隅の2個を除いて、全て抜き取られ、根石を残すのみであった。

整備内容としては、基壇面を従来からの張芝、張石等とは違う特殊な材料を用いた。

すなわち、「ゴム化アスファルト常温工法」(商品名プレノテクト)という従来からのアスファルト防水工法とは全く異なる。

大きな特長はアスファルトの中のゴムの量が極めて多く、エマルジョンでありながら、吹付と同時に水が分離して、ゴムアスファルト層を形成してしまうということである。

これはもともと土木(地下鉄、用水路、貯水池等)、建築(一般外壁及び地下外壁)に使われている。上記の特長と合せて、次のような特長がある。

- ㊶冷工法であるから、火気の危険性、取扱い上の危険が全くなく、煙、悪臭等による公害問題がない。
- ㊷アスファルト中のゴムの配合量が極めて多く、耐寒性、耐熱性、耐候性が優れている。
- ㊸一回の吹付けで所定の厚さを形成することができ、垂直面急勾配箇所への施工性も優れている。
- ㊹下地に対する接着性が良好である。
- ㊺下地挙動に対する追随性に優れている。

以上のような特長があるが、在来の工法と比較すると表4の如のとおりである。

すなわち、建物跡平面復原の舗装材として、適当と考え、この工法を使用した。しかも、アスファルトの黒色を表面に出さず、自然に近い色に着色できるという大きな特長もある。

この工法を建物跡基壇面に応用するとき、盛土面を十分に転圧し、その上に合成繊維不織布(商品名プレノシート、これを敷くことによって床土とアスファルトとの接着がよくなる)を全面張りし、その上からゴムアスファルトを4mm±0.5mmの厚さで吹きつける。

そして碎石の色(青味がかった色)で着色した。

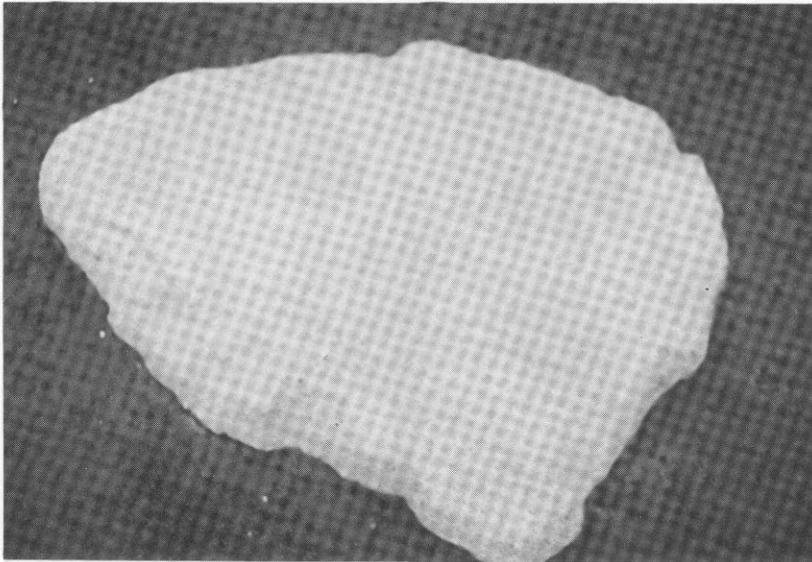
次に礎石については、位置をかえず当時のままの礎石は2個を残すのみで、あとは抜きとられているので、その跡に擬似礎石を据えた。今までの整備のいくつかは、ほぼ同形同質の自然石を据えたので、4～5年もたつとほんものの礎石とにせものとの区別が全くつかなくなるので擬似礎石(擬石)を使用した。

擬似礎石の材料

骨材	3	白色セメント	1	※水砕とは別名銅がらみともいい、銅を精練したときにでる二次製品
		石灰石	2	
	水砕*	1		
無機質顔料	セメント重重比の3%			

表4 在来の工法とプレノテクト工法との比較

熱工法	在来の冷工法	プレノテクト工法
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ アスファルトに対してゴムの添加量を大きくするとが性能を一段と向上することは歴然としている。しかしゴム部分が増大すれば粘度が急上昇して作業性が著しく低下するからゴム量の添加にはおのずから制約がある。</li> <li>◦ 溶融の際高温で長時間加熱されるとゴムの老化が起る危険性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 水を揮発乾燥させるため屋外では天候の影響を大きく受ける。</li> <li>◦ 必要な厚さの層とするのに塗布回数が多くなり作業性が悪い。</li> <li>◦ 垂直面、急勾配、天井面などには流れて施工できない。</li> <li>◦ 乾燥皮膜ができて水との長時間の接触で再乳化し耐水性が低下する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 一回の吹付けで所定の厚さが形成されるから作業能率がよい。</li> <li>◦ 吹付けと同時に施工下地によく密着し</li> <li>◦ 耐寒耐熱耐候性に優れ</li> <li>◦ 垂直面や比較的高温においてもだれることがない。</li> <li>◦ 下地挙動に対する追随性に優れたゴムアスファルト層が形成される。</li> </ul>



第14図 擬似礎石

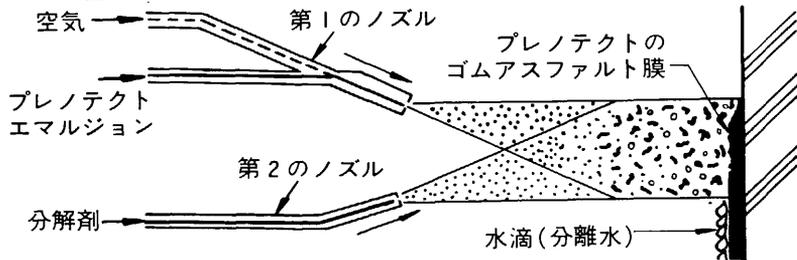
礎石建物跡周辺部は張芝及びくぬぎの植栽で修景し、村上地区周辺部との調和をはかった。

### プレノテクト防水工法における防水層形成のしくみ

プレノテクト防水工法の吹付機には2個のノズルがあり、第1のノズルからプレノテクトエマルジョンを、第2のノズルから分解剤を同時に吹付ける。両液は被附着面に致着する前にぶつかり合い、瞬間的に反応し、ゴムアスファルトが強力な接着力で施工面に完全に密着して、均一な被膜を形成すると共に、水分が分離される。作業には連続的に進められ継目のない防水被膜が形成される。

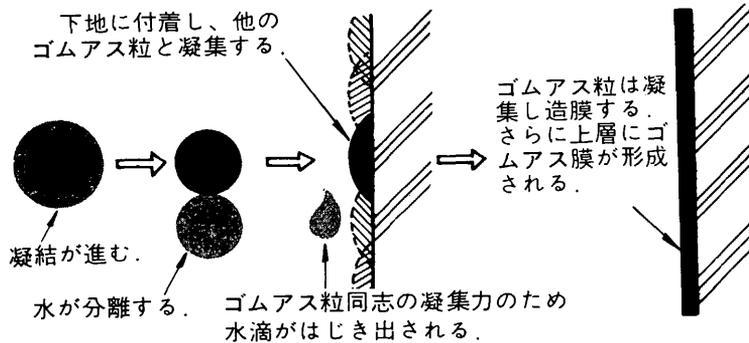
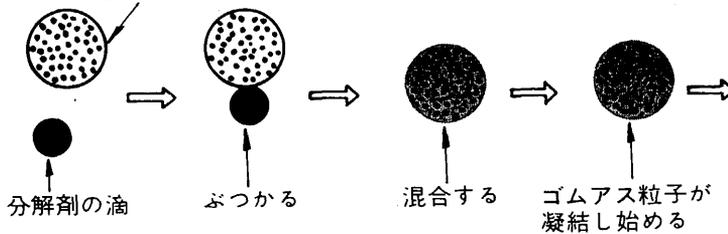
#### ■ プレノテクト防水層形成のプロセス (図解)

- 2個のノズルからの吹付け

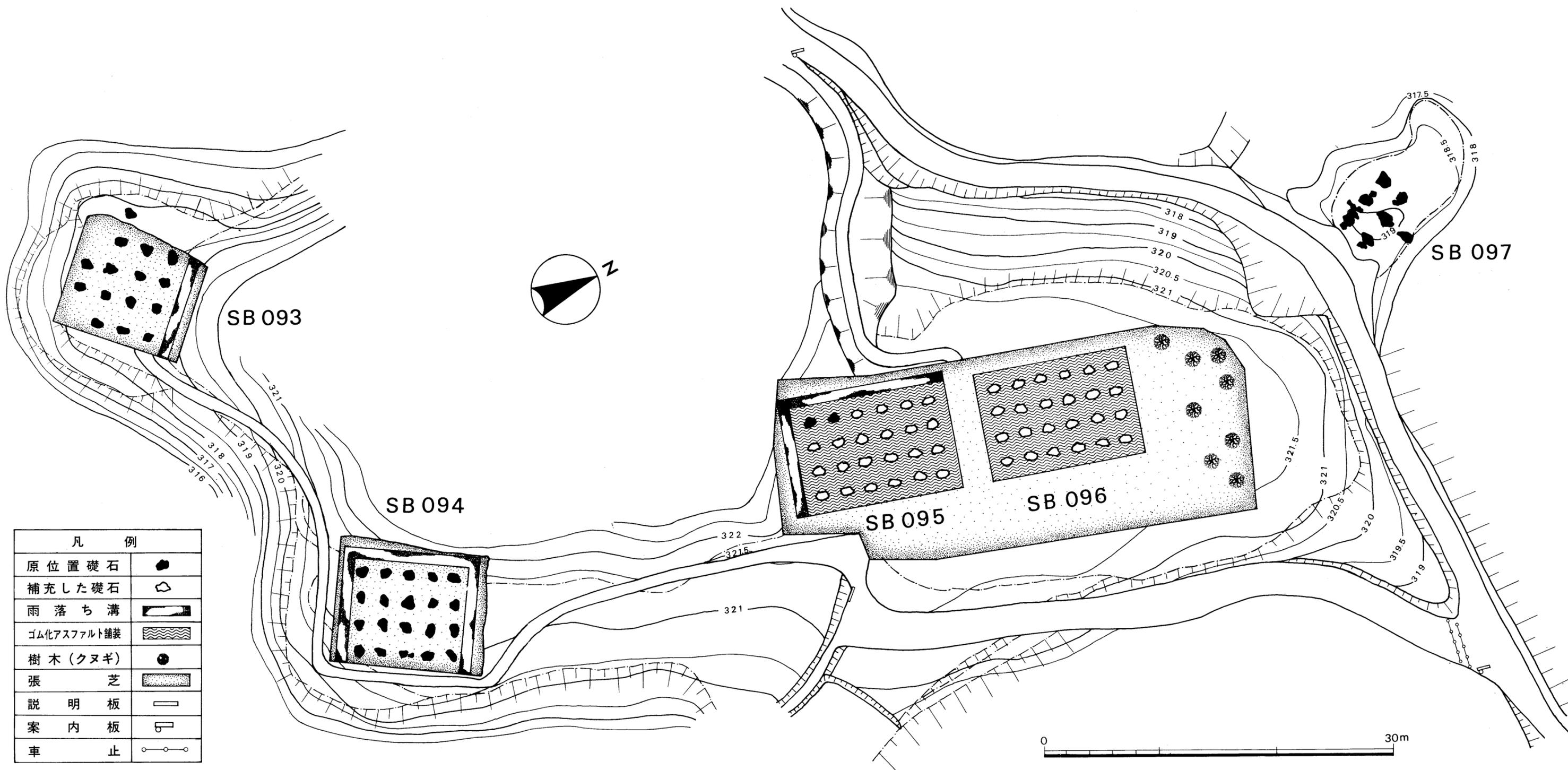


- 吹付けられた粒子の挙動のプロセス

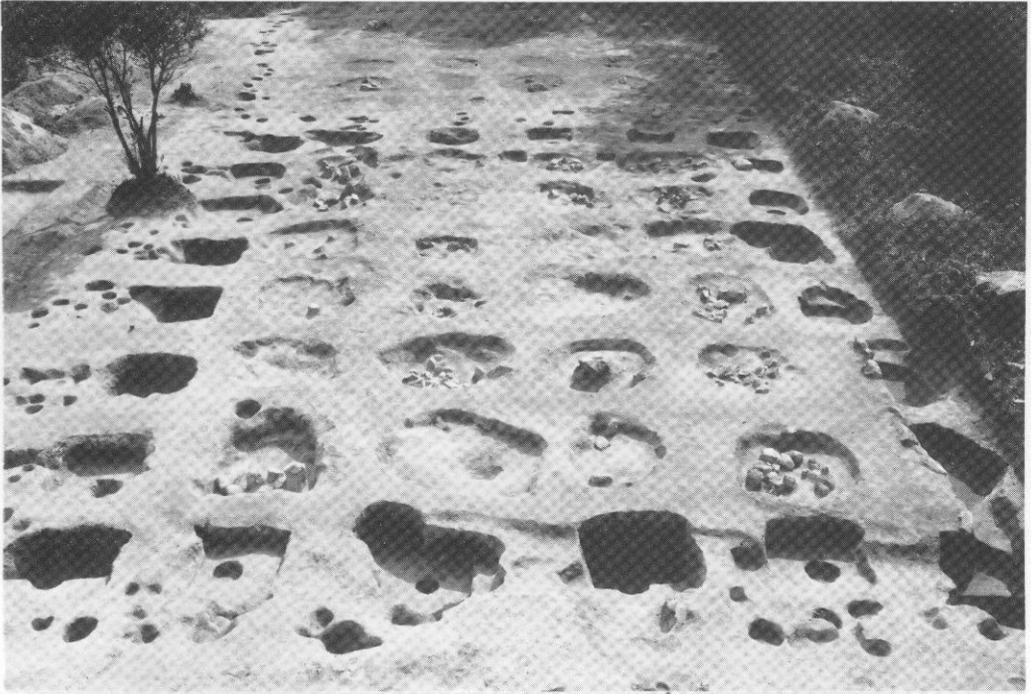
プレノテクトエマルジョンの滴  
(水中にアスファルト粒子と合成ゴム粒子が分散している.)



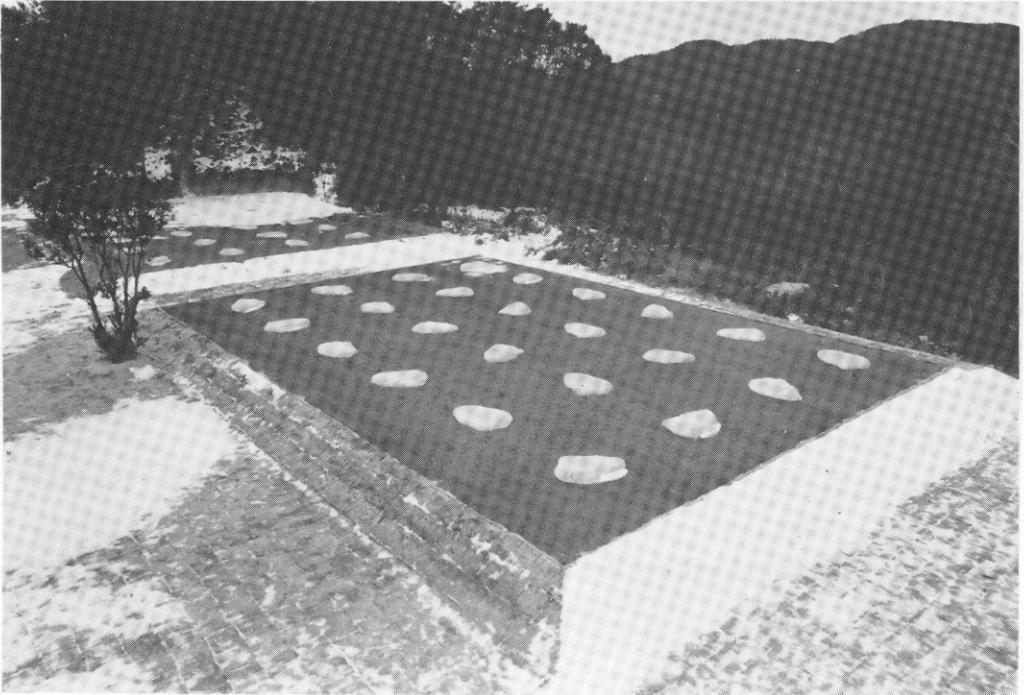
第15図 プレノテクト防水層形成のプロセス



第16図 村上地区建物跡平面計画図



第17図 村上地区礎石建物跡発掘状況(S B 095・096)



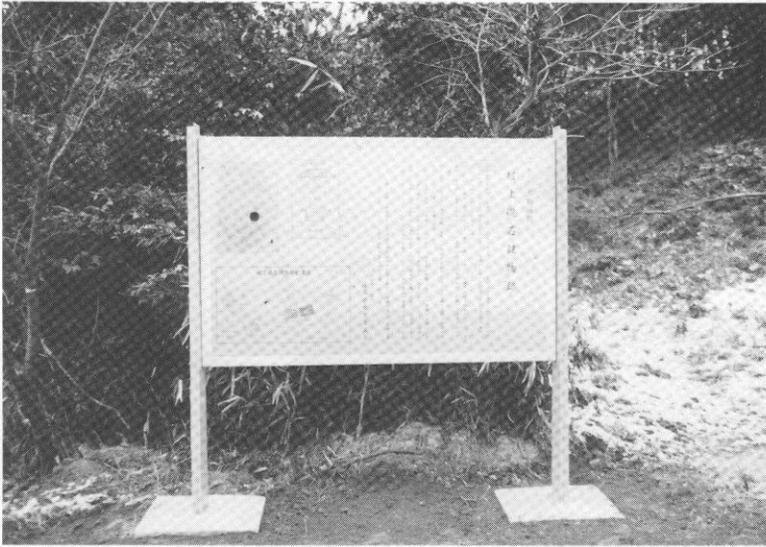
第18図 同上整備状況

### (3) 説明板設置

利用者にわかりやすくするため説明板の中に大野城全図、倉庫想定図、遺構配置図を挿入し、文章も平易な内容とした。

説明板素材として、富士フィルムが開発したアルフォト（アルミ箔銘板）を使用した。

これはアルミニウムベースの表面を特殊処理（陽極酸化処理）を施し、無数の小孔に銀乳剤を充てんした感光材料で硬度9の硬さをもっている。この材料のもつ特長として水分、塩分、酸、油脂、有機溶剤などの汚染や浸蝕に強く又高温、低温、紫外線に対する画像の安定性（変色）にも優れている。



第19図 説明板

その他の整備として道標（3ヶ所）、車止を設置した。

整備で常に苦慮することは、遺構の保存をはかりながら、しかも当時の雰囲気醸し出すような内容にしなければならないことはもちろんのこと整備後の維持管理が容易にできるよう計画しなければならないということである。

以上の点から、はなはだ冒険的ではあったがゴム化アスファルト常温工法（プレノテクト工法）という特殊な工法を一部分ではあったが使用した。この結果は5年後、10年後をみなければ良し悪しの結論を出すことはできないが、今後の史跡整備の一つの材料としてみなおしてゆきたい。

## IV 特別史跡大野城跡環境整備の今後の課題

### 1. 地区別調査の課題

大野城における地区別での研究課題については、以前の「大野城跡環境整備報告書Ⅰ」でかなりの部分を記した。

今回は、その分に漏れている部分について特に記しておきたい。

#### (1) 尾花地区礎石建物群の追加調査の必要性

当地点での今までの調査は、昭和46年度に、伐開、表土剥ぎ、礎石のみの表出を行い、実測調査と写真撮影を行った。その結果3間×5間の礎石総柱建物が10棟存在し、それらが極めて規則的に配列されていることを確認した。

この調査で残された大きな課題は、礎石以外の部分が全く不明であることであった。すなわち、それ以後の調査の如く、礎石間の空間部分や建物の周囲の状況（雨落ち溝など）、出土遺物の状況、焼米の出土状態など様々あるように考えられる。特に瓦などはほとんどが建物周囲の雨落ち溝以外部から発見されてるし、規格的な建物では、多く雨落ち溝以前の掘立柱が並列することが判明してきている。

また、焼米といわれるものの出土状況によっては、それが大野城時代のものか、もっと後のものかも判断できるかもしれない。

このようなことの調査が追加調査として許されるならば、尾花地区建物の大野城全体の中の位置付けは一層高められるものと当然推定されるのである。

#### (2) 御殿場地区（毘沙門地区）の発掘調査

この地区は本年度（昭和58年度）調査に着手したばかりであるが、本年度分としては、以前から比較的大きな礎石の存在が明らかになっていた場所を離れて、現在の毘沙門堂のすぐ東側に接する数段の平坦地の最上部を一部発掘調査した。

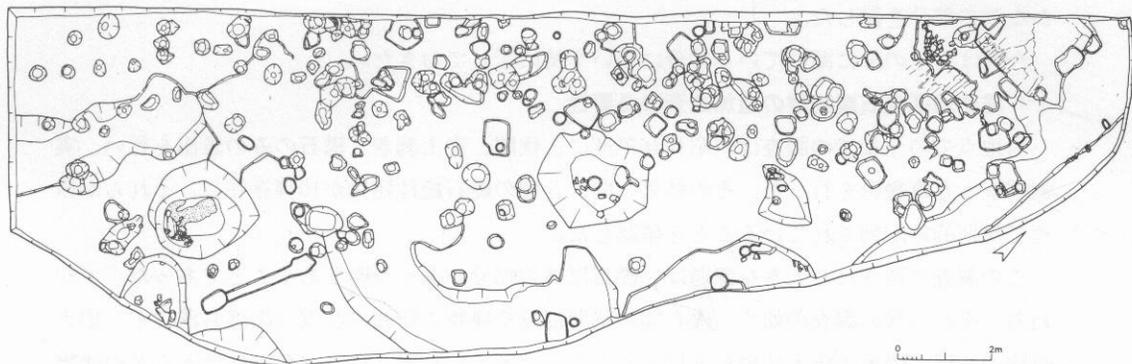
この調査では、現在まで10数次実施した倉庫跡等建物とは全く異なる一群の遺構の存在を確認した。そのうちには、礎石を全く伴わない掘立柱建物と推定できるものも含まれていて、時代的には、ほとんどが平安時代以降——主体期は鎌倉時代と推定される遺物、土器、瓦、陶器等により、当地には奈良時代以前のものほとんど存在しないことがほぼ確実となった。ただし当地点だけ取り上げて考えても本年度1年分の調査では遺構の性格等は判定不可能であって、少なくとも本年度調査実施の一平坦地に4ヶ年は要することと思われる。

遺物上、特筆すべきものとして、水晶製の巻物の軸端が土坯（整地層の可能性もある）から検出されたことである。おそらく尺物の巻物と推定され絵巻等ではなく経巻の可能性が高い。これが今後裏付けられれば、宝亀年間に四天王寺を建立したということの一証左となり

以後、中世に渡り毘沙門信仰としての山岳仏教をも推定する手懸りともなりうるであろう。

なお、これら地区と関連して広目天地区の建物や井戸、水城口門礎などの徹底した発掘調査も要することと考えられる。

ごのような調査をふまえて、天智年間から中世に至る各種遺構の整備体制と基本的な考えがまとめられねばなるまい。



第20図 御殿場地区建物跡発掘状況



第21図 御殿場(毘沙門)地区第1次発掘調査全景



第22図 御殿場(毘沙門)地区の第1次発掘調査発見の遺構

### (3) 土塁線の調査

大野城における城内外を画する、いわゆる「土塁線」の調査はこれまでほとんど実施されておらず、昨年度(昭和57年度)に初めて坂本口門礎付近の一部を手懸けた。これまでは、緊急調査を機会としての場合が多く、計画的ではなかったうらみがある。しかし、これら断面的な調査によって、かなり推定の手懸りとなったものが多いことは喜ばしい。

昭和57年度の坂本口付近の土塁線の一部の調査は種々の制約上小規模な調査とならざるを得なかったものの、今まで推定されていた土塁線の一部の修正と確定、坂本口土塁の下方に残る門礎の理解、土塁構造等についての知見はかなり広げることができたものと考えている。これら過去の調査から、いっそう総合的、かつ計画的な発掘調査を実施し、大野城における本来の土塁の実体を明らかにせねばなるまい。

また、土塁線上での特殊な場所といえる石塁や石垣については、これまでに百間石垣、大石垣、北石垣を調査したが、このたび北方の屯水石塁に水門を発見したことから、この調査を含めて大宰府口(水の手口)石塁、小石垣をはじめ、その他各所に残る小規模の調査を痛切に感ぜざるを得ない。

なお、土塁調査とその保存で忘れてはならないのは、尾花地区の土塁切通しの箇所についてである。ここは前述の如く訪れる人数のもっとも多い所であり、その切通しの壁の痛みか



第23図 土塁断面(坂本口)地区削り出し(土塁の一部)



第24図 尾花地区土塁崩壊部



第25図 東辺、持国天付近



第26図 東 辺

た——崩壊が著しい。これは早急に切通し面の工層の表面剥ぎ取り、実測、写真撮影を行いその上で、想像できる限りの旧状に復すべきであろうと思われる。このことは、大野城の現状をかんがみれば、何よりも優先して実施すべきことと考えられる。

#### (4) 大宰府史跡などと大野城を結ぶ旧道調査

大野城と下方集落地帯との現山道がいつごろから発展したのかは判然としないものが多い。これらについては、文化時代の旧跡図や明治時代の地形図（付図参照）により近い将来復原されることを期待したい。参考までに、これら旧図面からいくつかの道路を推定してみたのが第30図であるが、あくまでも旧道としての可能性を描いてみたものにすぎない。



第27図 岩尾城下方から水瓶山への山道(九州自然遊歩道)

次頁に掲載した古絵図ならびに地形図は、主として、大野城と下方集落等を結ぶ山道を示したものであり、明治時代以後いかに山道利用が少なくなり現在に至っているかよくわかる。これら山道のうちには時代的に大野城の時代に使用された幹線というべきものもあるはずでこれらは特に城門に結ばれるものを主体に推察せねばなるまい。これら山道については今後の大きな研究課題と考えている。(尚、明治と現在の2つの地形図には実線で示したものが山道であり、明治の図の太い実線は、現在の四王寺林道にほぼ近い位置を通っている。)

山道は主として太宰府側から圧倒的に多く走っており、これは太宰府と大野城の連絡がいかになっていたか知る参考になる。

また新たな問題として、新しく作られる道があることも一考せねばなるまい。

これらについては、いずれ細かく触れる機会もあるであろう。

結びにかえて

史跡の整備（史跡整備に限らず）は、企画し計画する行政側の意向が強くなりがちで、地域住民は受動的に成果を受けとめる立場にたたされているが、現代の市民社会においては、何らかのかたちで市民が参画することが望ましい。どのような要素が潜在し、それらの要求の中にはどのような矛盾があるかを、場合によっては世論調査や実態調査を行って洗い出し整理し行政側の目的との調整をはかることも必要である。たとえば大宰府史跡対策委員会の目的の一つに整備計画が円滑に行くよう地域住民の要望を聞き、その調整をはかっているということは市民が史跡整備に関与しているといえる。

このことは、史跡の構成要素である遺構の保存を図りつつ、整備することによって積極的に遺跡のイメージアップを図り、もっと質の高い内容の現代創造の史跡として、百年後にも誇られるようなものにするのであろう。

そして、その社会と時代の要請に応じて遺跡の整備は変わっていくべきのものであり、そのために整備されたものが後世つくり直しがあってもそれは当然のことだと思う。

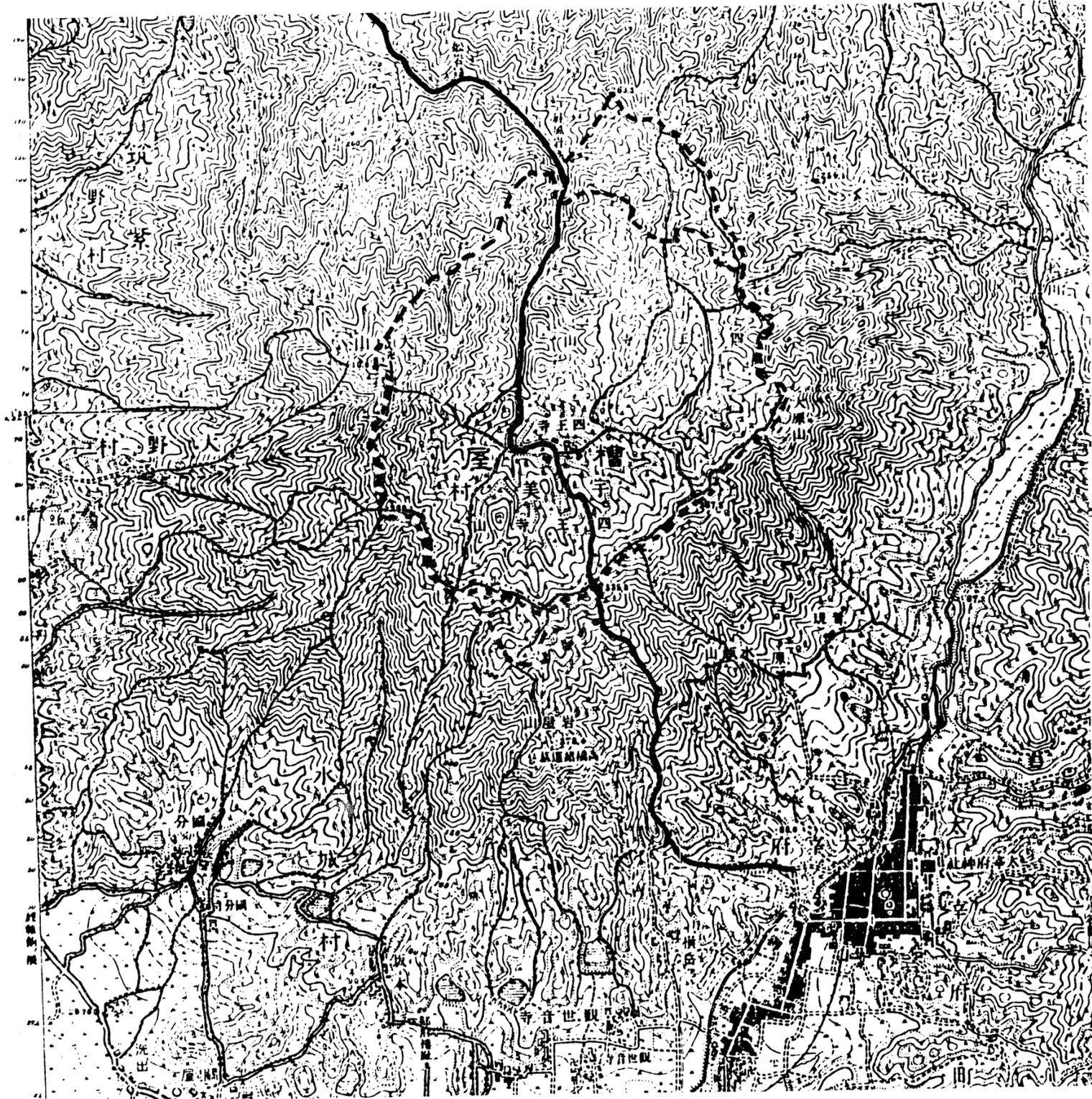
すなわち、史跡整備計画において最も重要なことは『何を誰れのためにつくるのか』ということであろう。地域社会における遺跡の存在のしかたを考えると、家庭という生活空間と遺跡との間に不連続な面があるかないか。遺跡が整備管備されていれば、何か歴史の勉強でもしなければならぬと思ったり、放置されれば自分には関係ないと思ひ込む。こういう所では遺跡の保存域の境界に柵がめぐられ、柵から一歩外は遺跡とは全く違う土地と思われ、まして自分の住居の建っている土地とこの遺跡に密接なつながりがあるとは思われない

このような不連続な遺跡の存在を解消し、個々の遺跡を広く活用するために整備することはより総合的な企画が必要となってくる。

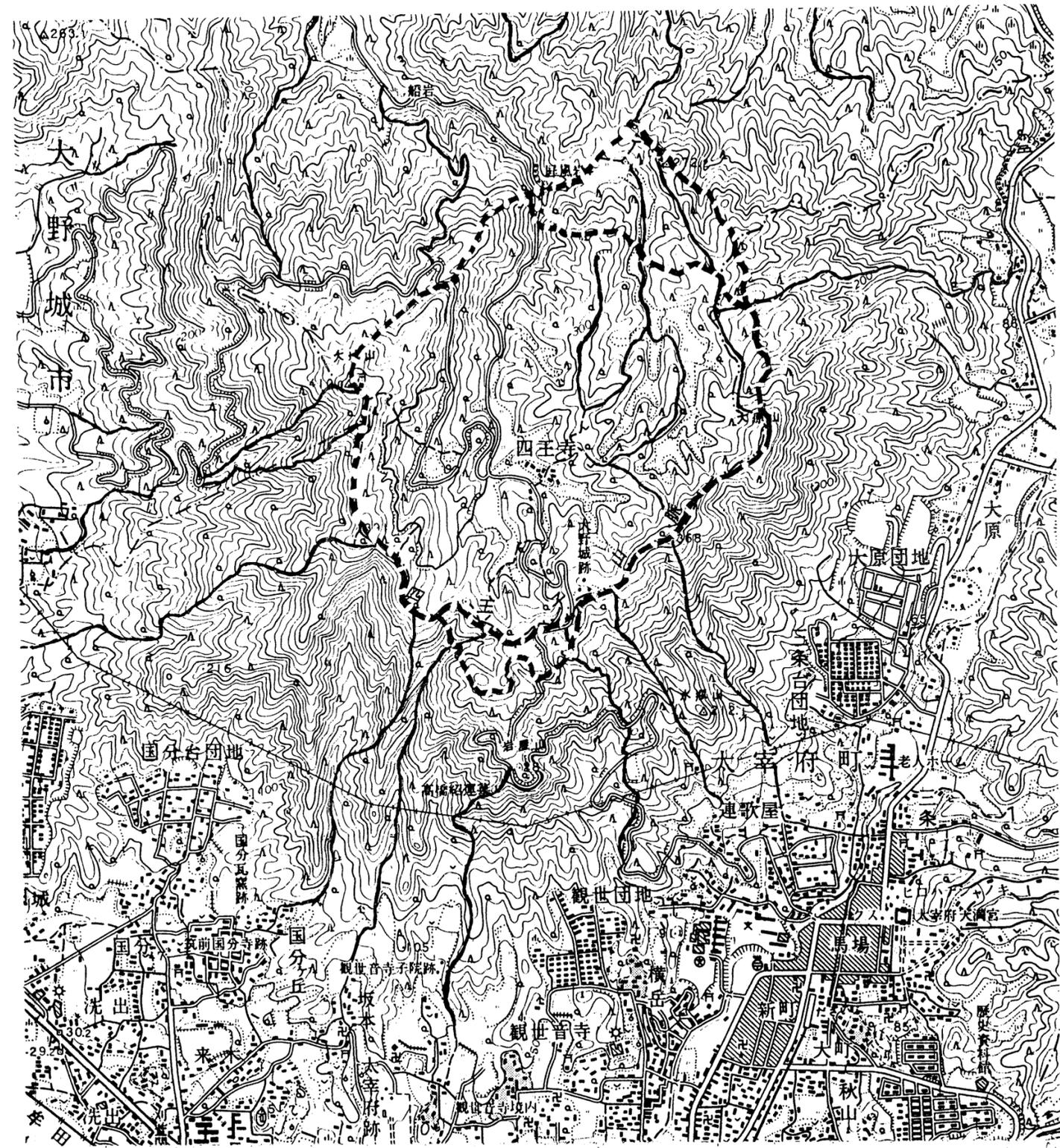
すなわち史跡整備は人間の生活空間と史跡環境との連続した調和を求める計画であるといってもよいのではないだろうか。



第28図 文化3年(1806)の古絵図



第29图 明治44年 2万分之1地形图



第30图 昭和52年約2万分之1地形图

## V 大野城の建物

### 1. 城内建物の分布と概要

大野城は太宰府の北後背の、現在は四王寺と呼ばれる山塊に設置され、約6.5kmの城壁を廻らしている。その最高所は410mで、太宰府政庁付近との比高は平均して350m前後である。城壁は南方の太宰府側と北方の宇美・博多側を二重にしており、そのほとんどは土塁であるが河谷部においては石塁、山腹斜面部分は石垣を築いている。これら土塁等の調査はごく一部を着手したにすぎないが、土塁には版築、版築に至らない積土、地山の削り出しなど行い、山腹斜面の石垣には裏込めの版築を行っていること、石塁の規模など若干実態が判り始めてきた。この土塁線の内側が実質ないわゆる城であり、南北の部分が二重にされているが、内部土塁は城内での防備線として考えるのが妥当と思われ、外部とを区切る城壁線としての意識は薄いと考えられる。

、このような城壁には当然ながら城門があり、大野城では、太宰府側に3ヶ所（水城口・坂本口・大宰府口）と北方の宇美側では内部土塁線の一部である百間石垣に城門があったことが知られている。

城門に麓から通じる道路あるいは城内にめぐらされた道などについては調査の経験はないものの、旧来山道として地元民に利用されてきたものの一部がほぼ当時の道を踏襲しているものと推定できよう。

城内の建物は八地区にその遺構が確認されるが、現在四王寺の集落がある地区も出土遺物などから考えて、当然それに加えられなければなるまい。これら九地区のうち、広目天・毘沙門の両地区の建物は城としての機能と直接関連するものであるのかどうか不明である。奈良末、宝亀年間（770～780）以後設置されたと考えられる、いわゆる四天王寺は毘沙門地区が中心になっていたと推定され、また広目天地区における一棟の礎石建物もこれに関連したものではないかとの推定がある。

大野城でもっとも著名な建物は、城庫と推定されている礎石総柱建物である。これらは城内八ヶ所の尾根に分散しており、現在ほぼ70棟分が発見されている。このうち、ここ10年間に発掘調査を行ったものは37棟ある。

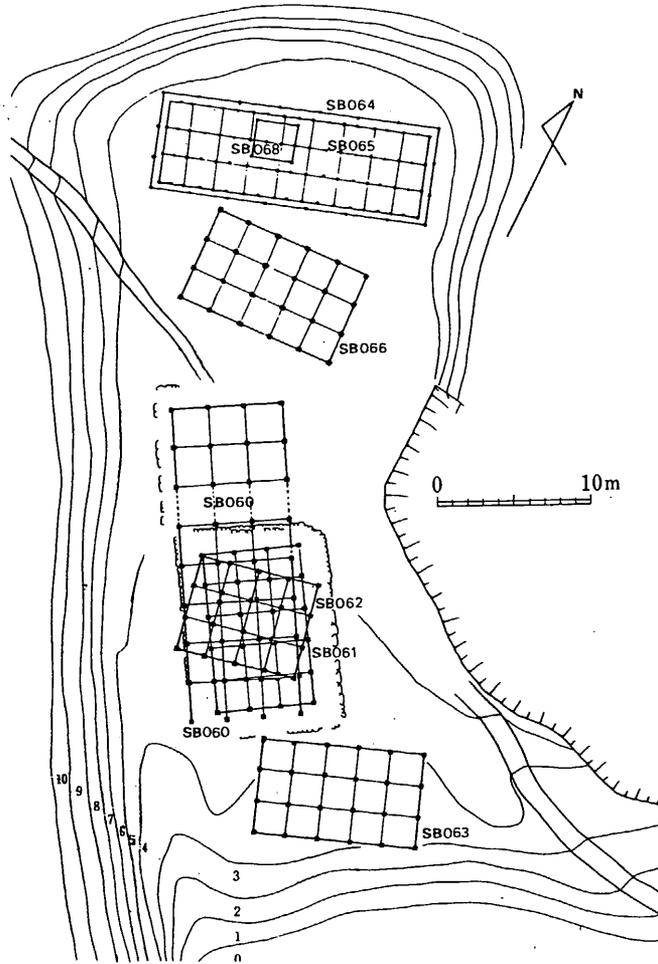
大野城の発掘調査での出土遺物は瓦が圧倒的に多く、土器は微少である。瓦が多いとはいってももの1棟ずつとすれば少量といえる。これは狭小な尾根から下の谷に転落したものが多いためであろう。これら瓦のうちにはわずかの軒先瓦もあるが、建物の時代を決定することのできる資料は少ない。

調査された建物は、その規模、構造上などにより、次のように分類でき、それらを編年する

とⅠ～Ⅳ期を推定できる。

第Ⅰ期A 掘立柱建物S B064  
 同 B 掘立総柱建物S B065  
 第Ⅱ期 礎石総柱3間×5間建物A  
 基壇礎石総柱建物S B060

第Ⅲ期 礎石総柱3間×5間建物B  
 基壇礎石総柱建物S B061  
 第Ⅳ期 礎石総柱3間×4間建物  
 基壇礎石総柱建物S B062



第31図 主城原地区地形第1地点遺構配置図

ち溝に改修される。掘立柱のある時期を第Ⅱ期とし、雨落ち溝に改修後は第Ⅲ期とする。

これ以外に第Ⅱ期と考える建物には、第Ⅰ期建物のある尾根の南半分の基壇を有する3間×8間または9間礎石総柱建物がある。この基壇建物は同一位置で第Ⅳ期まで規模が縮小されながら変遷しており、これは上・中・下の3層を形成している。

第Ⅰ期A、Bの掘立柱建物は共に、城の中央部北半に広がる主城原地区の尾根群のうち第Ⅰ地点と称する一尾根(図31)の同一位置に重複しⅠA期のS B064は通常の官衙風建物で、3間×7間という長大な建物とされている。北方への見通しの良い尾根の最北端部の尾根幅一杯を建物の桁方向とし、掘方、柱穴共に大きい。この建物は、後の建物と異り、建物の相対する二辺、各柱間寸法が極めて不揃いなことを指摘でき、後続するⅠ-B期の掘立総柱建物S B065もまた、同様である。

第Ⅱ期建物と考えられる建物のうち、多数を占める建物は、礎石総柱の3間×5間建物で、大野城でこれまでに7棟確認された。この建物の遺構は、礎石の外側に掘立柱掘り方が全周に検出されるもので、後に掘立柱は取り払われて側石をもつ雨落ち溝に改修される。

第II期の礎石総柱3間×5間建物は、その立地が、かなり余裕のあるものであることが知られる。今まで4地点で発見されているものの、それらはすべて、尾根上のもっとも良好な占地をし建物が2、3の複数で存在する場合にも、その建物間距離は、最低で建物の梁行全長寸とほぼ等しい（村上地区の例）。

これらの建物の掘立柱が、どのような構造であったか議論のあるところであろう。柱列は、直線上に載らなかったり、礎石柱筋に合わない場合などあって、この掘立柱を礎石と同様の、すなわち同一構造体を成すものとして考え得るのかどうか判断しかねる。今までに考えられたものは、裳階、廂、軒の支え、柵・堀などであるが、この建物を倉庫と考えるとき、もっともふさわしいのは土堀ではないかと思われる。倉の火災についての注意は後の大同年間の史料に

も現われており、類焼を防ぐ手だてであったと考えるのはいかながなものであろうか。

第III期建物は、周囲に掘立柱をもたない、礎石総柱の3間×5間建物で、大野城には最も多い。尾畑地区の10棟の建物はもちろん第III期に属すが、果して第II期にまで遡るかは発掘調査を行っていないので不明である。この期の建物は、八ッ波地区を中心に建造されており、同地区では、8棟を新築、第II期建物の2棟を改築しており（周辺の未調査分6棟を除く）、これらの配置は極めて規率的である。建物が桁方向で並ぶ場合には梁行全長寸法と同等、または桁行全長寸法と同じ距離とし、各建物の梁行方向距離は10~12mある。これらの配置を行うに際し、傾斜面の造成を大がかりにしており、明らかに計画的なものである。

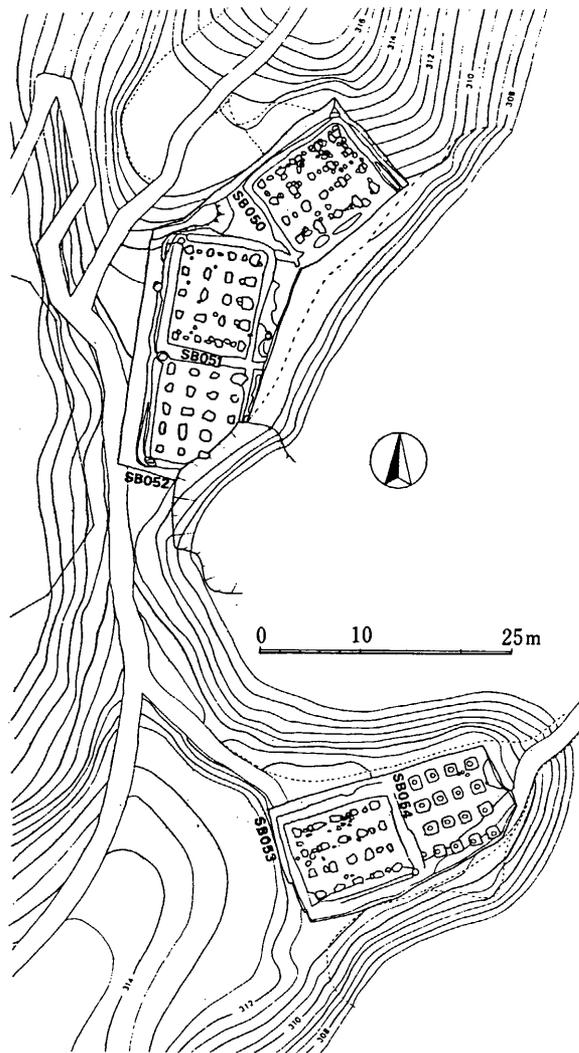
主城原地区第I地点の基壇建物でこの期に該当するのは、中層の礎石建物S B 061で、前期建物S B 060



第32図 八ッ波地区建物配置図

の規模を縮小して、多くの倉庫と同じ規模とされている。

第Ⅳ期の建物群は第Ⅲ期のそれより縮小され、3間×4間の規模となり、柱間寸法にバラエティーのある建物が目立つ。立地は、狭い山陰の、わずかな緩斜面を造成(斜面削平)し、群をなさずに1棟ずつ点在するものが多い。猫坂地区のみ群在し、うち3棟が同一地点にあるものの、建物間距離が極めて狭く、2棟は雨落ち溝を共有し、もう一棟は方向がまったくずれて軒を接している。敷地造成のため斜面を削平しているが角度は極めて急にしている。これらの造成は、いかにも3間×5間規模を縮小した3間×4間でも余裕のある建て方が不可能であった



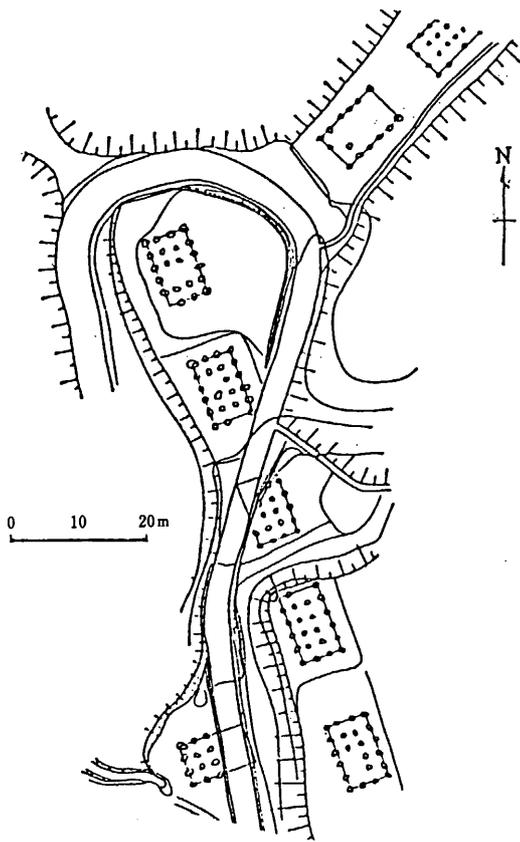
第33図 猫坂地区建物配置図

たことをうかがわせ、群でなく点的に各建物が存在することも、建物を建てる場所の選定がかなり困難であったことを示すものと思われる。このような点からも、この建物群が後出のものであろうと推定できる。

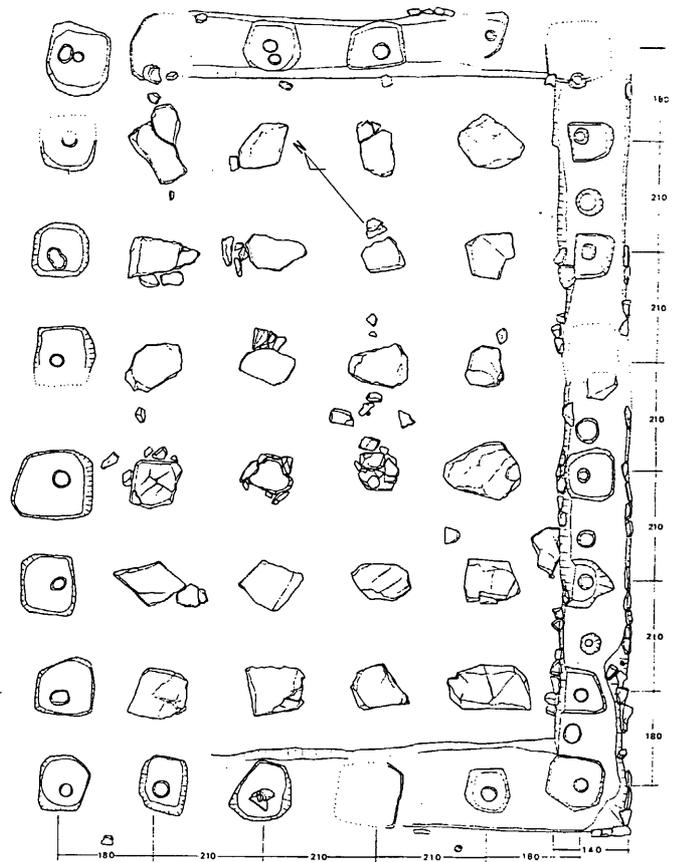
第Ⅳ期の3間×4間建物で、メインの礎石間に小礎石が配されているものがある。これら小礎石は、東柱高床の床下利用、大引き等様々考えられる。

この最終期建物のうちには、主城原地区第Ⅰ地点での基壇建物SB062(礎石総柱3間×4間建物)が含まれ、また、それに南接する3間×5間建物も同時期のものである。

以上の建物群に含まれない掘立柱建物が3棟発見されているが、高い檼・楼のような建物と、間仕切りと炉・竪穴をもつ、住居的な建物である。後者を衛卒等の屯所であったと考えるのはうがちすぎであろうか。これら3棟の掘立柱建物は占地等から第Ⅰ期、第Ⅳ期に考えるより第Ⅱ期、Ⅲ期のいずれかに建築されたと推定するのが妥当である。



第34图 尾花地区主要遺構配置図

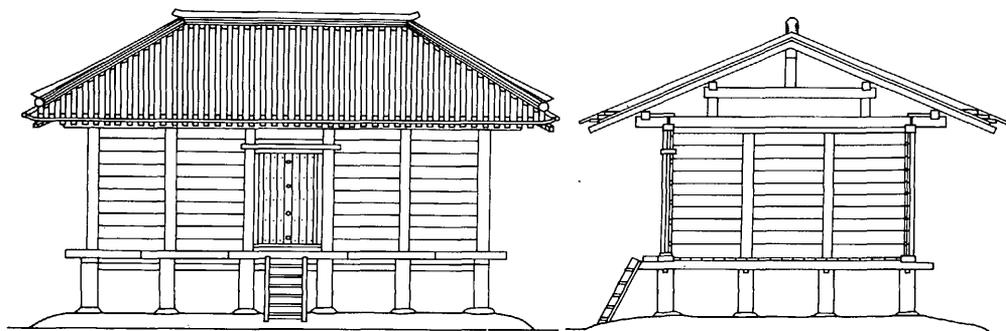


第35图 増長天地区建物跡

建物全体を通じて、約30cmを1尺とし、7尺の柱間寸法が基準となっている。特に第Ⅱ・Ⅲ期の礎石建物は一律である。第Ⅳ期建物では柱間寸法の一律性が失われ端数が多い。第Ⅰ期建物では、以前に規準尺が若干異なるものではないかと考えていたが、再検討の結果、両建物共に建物の相対する2辺の全長、各柱間寸法がかなり激しく乱れるものの、あえて整数寸法を求めれば、やはり、礎石建物と同規準であると判断もされるので検討中である。ただし、他の3棟の掘立建物ではそのような乱れはないので、第Ⅰ期建物を建てる際には、それほど柱間寸法にこだわっていないのかも思われる。

## 2. おわりに

7世紀半ばに起こった日本にとって未曾有の危機に際して採られた大宰府防備の施設としての大野城について、その概要を記した。これらと共に、現在知られる河内・高安城までの間にあるいくつかの当時の山城を総合すると莫大な人員・物資が投入された大事業であったことがわかる。そして、この対外防備の構想が先に述べたように奈良時代末期まで続いたものと考え、また、7世紀化における大宰府官衙等の整備状況や、観世音寺の造営事業の立ちおくれなどを考え、うがった推測をすれば、特に西海道においては、対外防備組織の完備を最優先する政策が採られていたものとみられなくもないであろう。



第36図 倉庫想定図

付 大野城関係主要史料・文献

(四王寺関係史料を一部加えたので、網文と引用部分の一致しないものがあることをお断りしておく。)

- 1 天智4年(665)8月 筑紫に大野城および椽(基肄)城を築く。  
日本書紀 天智天皇4年8月条  
遣達率答体春初築城於長門国、遣達率憶礼福留、達率四比福夫於筑紫国築大野及椽二城。  
日本紀略 天智4年8月条  
築城於長門国、遣使於筑紫国大野及椽二城。
- 2 天智9年(670)2月 筑紫に城2を築く。  
日本書紀 天智天皇9年2月条(日本紀略も同文)  
(前略)、又築長門城一、筑紫城二。
- 3 文武2年(698)5月25日 大宰府、大野城などを繕治す。  
続日本紀 文武天皇2年5月甲申条  
令大宰府繕治大野、基肄、鞠智三城。
- 4 養老2年(718) 養老律令なる。  
衛禁律 越垣及城条  
凡越兵庫垣及筑紫城、徒一年、(中略)曹司垣仗一百、大宰府垣亦同(後略)  
職員令、大宰府条  
(前略)師一人掌神社・(中略)・城牧・(中略)、大工一人掌城隍・舟楫・戎器・掌神社・(中略)・城牧・諸當作事、少工二人掌同大工。(後略)
- 5 宝龜5年(774)3月3日 大宰府、四王院(四天王寺、四王寺)を建立す。  
扶桑略記 宝龜5年是歳条  
大宰府起四王院。  
(ママ)  
類聚三代格 卷第2 造仏々名事  
太政官符  
応奉造四天王寺埵像四軀事 各高六尺  
右、被内大臣従二位藤原朝臣宣備、奉勅、如聞、新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心常為咒咀、  
仏神難誣慮或報応、宜令大宰府直新羅国高頭浄地、奉造件像攘却其災、(後略)
- 6 延暦20年(801)1月20日 大野山寺の四天王法を停む。  
類聚国史 卷第178 仏道5 修法 延暦20年正月癸丑条  
停大宰府大野山寺行四天王法、其四天王像及堂舎法物等並遷便近寺。

- 7 大同2年(807)12月1日 四王院を旧に復す。  
 日本紀略 大同2年12月甲寅条  
 大宰府言、四天王像、遷置筑前国金光明寺畢、遷像以來、疫病尤甚、伏請、奉遷本処、許之。  
 類聚国史 卷第180 仏道7 諸寺 大同2年12月甲寅条  
 大宰府言、於大野城鼓峰、興建堂宇、安置四天王像、(中略)、其像并法物等、並遷置筑前  
 国金光明寺畢、其堂舎等、今猶存焉、(中略)、伏請、奉遷本処者、許之。(後略)  
 類聚国史 卷第178 仏道5 修法 大同2年12月甲寅条  
 大宰府言、於大野城鼓峯、興建堂宇、安置四天王像、令僧四人、如法修行、而依制旨、既  
 從停止云々。  
 遷像以來、疫病尤甚、伏請、奉遷本処者、許之、但停請僧修行。
- 8 大同4年9月12日 大宰府をして四天王法を行わしむ。  
 類聚国史 卷第178 仏道5 修法 大同4年9月乙卯条  
 復令大宰府於大野城鼓峯行四天王法。
- 9 弘仁2年(811)2月25日 四天王寺に釈迦像を造る。  
 日本後紀 弘仁2年2月庚寅条(日本紀略も同文)  
 於大宰府鼓峯四天王寺、造釈迦仏像。
- 10 弘仁11年3月4日 觀世音寺講師をして四王寺悔過を修せしむ。  
 平安遺文 第4900号 弘仁11年3月4日大宰府牒案  
 府牒 觀世音寺  
 応四王寺悔過預彼寺講師事  
 牒、(中略)、府依符旨、比年奉行、然今道證解任但去、仍令其替講師勤覺遵行其法、此則  
 別国之時、国司掌城之日所行事矣、府今商量件悔過法、如去宝龜五年行之、而依太政官去  
 延曆廿年正月廿日符停止此法、即其像移属筑前国金光明寺畢、此則府帶国之日所為也、今  
 件寺在大野城中、彼城且付府已了、然則事須停止、(後略)
- 11 天長3年(826)11月3日 大宰府の兵士を廃し、選士・衛卒を置く。  
 類聚三代格 卷第18 統領選士衛卒衛士仕丁事  
 太政官府  
 応廢兵士置選士衛卒事  
 (中略)  
 衛卒二百人  
 右、同前奏状稱、此府者九国二嶋之所輻湊、夷民往来、盜賊無時、追捕拷掠可有其備、加  
 以兵馬廿疋、飼丁、草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、旧例皆以兵士宛、今商量、  
 置此二百人、宛件雜役、以年相替、免調庸及給糧塩資丁一同仕丁。

以前、正二位中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣、奉勅、依奏廢置、(中略)

天長三年十一月三日

- 12 承和7年(840)9月20日(23)日 大宰府の大主城一員を廢して、主厨・主船各1員を置く。

続日本後記 承和7年9月壬辰条

(前略)、廢大宰府大主城一員、更置主厨主船二員。

類聚三代格 卷第5 加減諸国官員并廢置事

太政官謹奏

廢品官一員

大主城一員正七位上官

右、檢案内、依去弘仁十四年正月廿九日論奏、停主厨主船、始置主城二員、而今得大宰府解備、自停主厨以來、例貢御贄并諸供具事触類多闕、望請、省主城置主厨、令各得其所者、伏望、省大主城、永定一員、但官位為正八位上官。(中略)

以前、大宰大貳從四位上南淵朝臣永河等所請如件、夫觀時革制為政之要枢、論代立規濟民之本務、是以明王馭俗術非一途、哲后治邦豈拘膠柱、臣等商量廢置如右、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、

承和七年九月廿三日

- 13 仁寿元年(851)5月24日 延曆寺僧円珍、入唐のため大宰府に到り、四王院に止住す。

平安遺文 第4482(4492カ)号 貞觀5年11月13日円珍奏状

十禪師延曆寺前入唐求法伝燈大法師位円珍謹言

請准旧例給求法公驗事

右円珍伏以、(中略)、嘉祥四年四月十五日、辞京輦向大宰府、五月廿四日得達前処、以無便船、便寄住城山四王院、蒙賜月粮、□□□□□□朝臣有蔭、筑前□□□位上紀朝臣愛宕麻呂、勾当其事、(後略)

- 14 貞觀12年(870)5月2日 大宰府の府庫および大野城の器仗を交替檢定せしむ。

類聚三代格 卷第18 器仗事

太政官府

応交替檢定府庫器仗事

右、参議從四位上行大貳藤原朝臣冬緒起請備、府庫器仗、依延曆年中官符旨、永為不動、爾後雖年斲修理頗有其数而年代久遠、損壞不少、如以、甲冑等時有盜失、既為不動、未得趣開、因茲、齎加檢封、不得計知、望請、使權少貳從五位上坂上大宿祢滝守殊為朝使、依旧檢定修理損物者、仍檢太政官延曆十八年十月二日符、応交替分付条云、件器仗、宜割元日威儀斲、安置別倉、毎年宛用、自余兵為不動、但破損物須修理、宜一任之内、四度新置

一少倉、限内修了、返納之事、申官待報符、不得寄言不動、致有破損者、右大臣宣、奉勅、元日威儀新安置別倉、毎年宛用、自余兵為不動等事、一依先符、但雖不動、理須附領、故先符云、不得寄言不動致有破損者、而時有盜失、不得輒開、當加檢封、無由計知、可謂先任吏等不熟符旨之所致也、宜前後之司交替檢定、破損之物隨即修理、又修理年新須前司修理之物、後司交替之次、便即檢納、新司應修之新、細選尤損之物、同以下宛、立為恒例、不勞言上、大野城器仗亦宜准此。

貞觀十二年五月二日

延喜交替式

凡大宰府庫并大野城器仗、前後司交替檢定之日、破損之物修理、其修理、前司修理之物後割交替之次、便即檢納、新司應修理之新、細選尤損之物下宛。

15 貞觀18年(876)3月13日 大野城衛卒の糧米は、旧に依り、城庫に納めしむ。

類聚三代格 卷第18 統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

應大野城衛卒糧米依旧納城庫事 条々内

右、參議權帥從三位在原朝臣行平起請僞、被太政官貞觀十二年二月廿三日符僞、參議從四位上行大貳藤原朝臣冬緒起請僞、除五使新之外、庸米并雜米捻納稅庫、每月下行、若非有判行、輒以下用、監當之官准法科罪者、官符之旨固有宜然、但至于件城、々辺人居、或屋舍頽毀、或人跡断絶、仍問城司等、申云、此城衛卒冊人、糧米每月廿四斛、元來納城庫、爾時城庫辺百姓等、逐往還之便、求壳買之利、從納稅庫以來、人衆無到、壳買失術、百姓逃散、惣而由此者、夫守城在人、聚人在食、望請、件糧米特納城庫者、右大臣宣、奉勅、依請。

貞觀十八年三月十三日

16 延喜5年(905)10月1日 觀世音寺資財帳なる。

平安遺文 第194号 筑前国觀世音寺資財帳

<sup>(表題)</sup>  
延喜五年資財帳 在庄惣目錄

(中略)

山章

(中略)

御笠郡 大野城山卷處

四至 從寺以北限大野南隣邊遠賀門下道、東限大野[ ]  
川、南限路、西限松岳并学處東小路、南限大野  
(マツ)

(中略)

以前、觀世音寺延喜五年資材帳、依例勘造、付朝集使[ ]助從八位上少野朝臣常実申  
(小)

上如件、以解。

延喜五年十月一日 (署名略)

- 17 「大宰府旧蹟全図」(南)(北)作者不詳、大野城跡はこのうち「北」図に含まれている。  
原本作成は文化3年(1806)、写本(現存)は文化9年(1812)。
- 18 島田寅田郎「大野城」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第2輯所収 昭和2年
- 19 長沼賢海「大野城および四王寺遺跡」『同上』第6輯所収 昭和6年
- 20 鏡山 猛『大宰府都城の研究』1967
- 21 鏡山 猛「朝鮮式山城の倉庫群について」『九州大学文学部創立四十周年記念論文集』1964  
所収
- 22 小田富士雄「古代の大宰府四王院」『九州史研究』1968所収
- 23 高倉洋彰「再発見された大宰府旧蹟全図」上・下『ふるさとの自然と歴史』  
101、102所収 1979
- 24 倉住靖彦「天智四年の築城に関する若干の検討」『九州歴史資料館研究論集7』1981所収
- 25 横田義章「大野城と基肄城」『佛教藝術』146号 1983所収
- 26 成周 鐸「大野城小改」『鏡山猛先生古稀記念 古文化論改』1980所収
- 27 横田義章「大野城の建物」『九州歴史資料館開館十周年記念 大宰府古文化論叢』1983所収
- 28 「大野城跡発掘調査一増長天・鏡ヶ池地区」『九州歴史資料館年報』昭和48年度所収
- 29 「大野城跡(百間石垣)の調査と環境整備」『同上』昭和49年度所収
- 30 『特別史跡大野城跡』(大石垣・八ッ波地区建物跡)1976 福岡県教育委員会
- 31 『同上』II(八ッ波・猫坂地区建物跡)1977 同上
- 32 『同上』III(主城原地区発掘調査概報・環境整備概要…1)1979 同上
- 33 『特別史跡大野城跡一環境整備事業実施報告書』1978 同上
- 34 『特別史跡大野城跡』IV(主城原地区・北石垣発掘調査概報…2)1980 同上
- 35 『同上』V(主城原地区第4次・村上地区第1次発掘調査概報)1982 同上
- 36 『同上』VI(村上地区(第2次)・坂本口土塁発掘調査概報)1983 同上